

第1編 総 則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、江南市防災会議が作成する計画であって、本市の地域に係る風水害等の災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の万全を期するとともに、社会秩序及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の性格及び基本方針

1 地域防災計画－風水害等災害対策計画－

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、江南市防災会議が江南市の地域に係る防災計画として作成する「江南市地域防災計画」の「風水害等災害対策計画」編として、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) この計画を効果的に推進するため、市及び県は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。
- (3) この計画は、市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (4) 江南市防災会議は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。（災害対策基本法第42条）

2 他の計画との関係

- (1) この計画の国土強靭化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靭化基本計画」との調和を保ちつつ、策定が進められている愛知県の国土強靭化地域計画を指針とするものである。
- (2) 愛知県尾張水害予防組合作成の「水防計画」及び「江南市戦略計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

災害対策の基本は「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の柱で本計画を構成する。

構 成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧	被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等

第4節 市地域防災計画の作成または修正

市防災会議は、市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、この計画を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「だれもが主役、みんなで築く、みんなの郷土」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などにより、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築すること。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要なり災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 江南市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 愛知県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、市長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。

また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

(附属資料)

- ・第13-5「災害対策基本法における関係機関に関する指定」

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関名	内 容
市	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 災害広報を行う。 (4) 避難の勧告、指示を行う。 (5) 被災者の救助を行う。 (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (7) 水防活動及び消防活動を行う。 (8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (9) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (10) 農作物、家畜に対する応急措置を行う。 (11) 消防、水防、浸水対策及び救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (12) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (13) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (15) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (16) 被災者生活再建支援法に基づき、県から委託された被災世帯主に対する支援金の支給に関する業務を行う。 (17) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。
--	---

2 県及び県関係機関

機関名	内 容
愛知県及び愛知県尾張県民事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 災害広報を行う。 (3) 避難の勧告、指示を代行することができる。 (4) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (5) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 (6) 水防管理団体の実施する水防活動及び市実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。 (7) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (8) 農作物、家畜に対する応急措置を行う。 (9) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 (10) 消防、水防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (11) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。 (12) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (13) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (14) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環

	<p>境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。</p> <p>(15) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。</p> <p>(16) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。</p> <p>(17) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。</p> <p>(18) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。</p> <p>(19) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。</p>
愛知県江南保健所	<p>(1) 災害救助法に基づく医療及び助産を行う。</p> <p>(2) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。</p>
愛知県一宮建設事務所	<p>(1) 公共土木施設に対する応急措置を行う。</p> <p>(2) 公共土木施設の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。</p>
愛知県江南警察署	<p>(1) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。</p> <p>(2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。</p> <p>(3) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。</p> <p>(4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。</p> <p>(5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。</p> <p>(6) 人命救助を行う。</p> <p>(7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。</p> <p>(8) 災害時における交通秩序の保持を行う。</p> <p>(9) 警察広報を行う。</p> <p>(10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。</p> <p>(11) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。</p> <p>(12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。</p> <p>(13) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。</p>

3 指定地方行政機関

機関名	内 容
名古屋地方気象台	<p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表をする。</p> <p>(2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。</p> <p>(3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。</p> <p>(4) 木曽川、長良川について中部地方整備局と共同して、洪水につ</p>

	<p>いての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</p> <p>(5) 新川、日光川について愛知県と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。</p> <p>(6) 愛知県と共同して土砂災害警戒情報を作成する。</p> <p>(7) 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を実施する。</p> <p>(8) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</p> <p>(9) 県や市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</p>
中部地方整備局	<p>(1) 災害予防</p> <p>ア 降雨、河川水位などについて観測する。</p> <p>イ 木曽川・長良川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔(木曽川中流・木曽川下流・長良川下流) <u>氾濫</u>注意情報、<u>氾濫</u>警戒情報、<u>氾濫</u>危険情報、<u>氾濫</u>発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>ウ 木曽川、長良川の水防警報を行う。</p> <p>エ 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。</p> <p>オ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。</p> <p>カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>(3) 応急復旧</p> <p>ア 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。</p> <p>イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を実施する。</p> <p>ウ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。</p> <p>エ 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。</p> <p>オ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・各災害対策車両等を被災地支援のため出動させる。</p>

4 自衛隊

自衛隊	<p>自衛隊は、災害派遣要請者（県知事）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。</p> <p>なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被害状況の把握を行う。 (2) 避難の援助を行う。 (3) 遭難者等の捜索救助を行う。 (4) 水防活動を行う。 (5) 消防活動を行う。 (6) 道路又は水路の啓開を行う。 (7) 応急医療、救護及び防疫を行う。 (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。 (9) 炊飯及び給水を行う。 (10) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 (11) 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 (12) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。
-----	---

5 指定公共機関

機関名	内 容
日本赤十字社	<p>(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検を行う。</p> <p>(2) 医療、助産、<u>遺体</u>の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。</p> <p>(3) 血液製剤の確保と供給を行う。</p> <p>(4) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。</p> <p>なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>(5) 義援金の受付及び配分を行う。</p> <p>なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公正な配分に努める。</p>
日本郵便株式会社	<p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</p> <p>また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p>

	<p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</p> <p><u>(4) 被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。</u></p> <p>(5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するため必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p>
<u>東邦瓦斯株式会社</u>	<p>(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。</p> <p>(2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p>
<u>中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社</u>	<p>(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。</p> <p>(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。</p>
<u>日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</u>	<p><u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。</u></p>
<u>西日本電信電話株式会社</u>	<p>(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。</p> <p>(3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。</p> <p>(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</p> <p>(5) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p> <p>(6) 気象等警報を市へ連絡する。</p> <p>(7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</p>
<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>	<p>(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。</p> <p>(3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</p> <p>(4) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p> <p>(5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</p>

<u>KDDI株式会社</u>	(1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。 (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
<u>株式会社NTT ドコモ</u>	(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	(1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期回復を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

6 指定地方公共機関

機関名	内 容
<u>愛知県尾張水害 予防組合</u>	(1) 水防施設、資機材の整備と管理を図る。 (2) 水防計画の策定及びその推進を図る。
<u>一般社団法人愛 知県トラック協 会</u>	(1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。 (2) 災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。
<u>名古屋鉄道株式 会社</u>	(1) 線路、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。 (3) 死傷者の救護及び処置を行う。 (4) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
<u>一般社団法人愛 知県LPガス協 会</u>	(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容										
各土地改良区	<p>土地改良区の管理する農業用施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強又は変更を行うとともに災害復旧を行う。</p> <p>なお、市域に關係のある土地改良区及びその管理する主な用排水路は、下表のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">土地改良区名</th><th style="text-align: center;">水 路 名</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">江南市土地改良区</td><td style="text-align: center;">般若用排水路</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">宮田用水土地改良区</td><td style="text-align: center;">宮田用水路 新般若用水路</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">丹羽用水土地改良区</td><td style="text-align: center;">丹羽用水路</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">昭和用排水土地改良区</td><td style="text-align: center;">昭和用排水路</td></tr> </table>	土地改良区名	水 路 名	江南市土地改良区	般若用排水路	宮田用水土地改良区	宮田用水路 新般若用水路	丹羽用水土地改良区	丹羽用水路	昭和用排水土地改良区	昭和用排水路
土地改良区名	水 路 名										
江南市土地改良区	般若用排水路										
宮田用水土地改良区	宮田用水路 新般若用水路										
丹羽用水土地改良区	丹羽用水路										
昭和用排水土地改良区	昭和用排水路										
一般社団法人尾北医師会江南支部	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。										
愛知北農業協同組合江南支店	(1) 農業者に対して、災害対策の指導を行うとともに、必要資機材のあっせん及び融資を行う。 (2) 災害広報について、市に協力する。										
江南商工会議所	商工業者に対して、災害対策の指導を行う。										
日本赤十字社愛知県支部江南市地区赤十字奉仕団	被災者の救助活動及び義援金品の募集について、市の防災活動に協力する。										
危険性物質等の施設管理者	石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者は、災害の発生を予防し、及び被害の拡大を防止するため防災管理上必要な措置を講じ、防災活動について市に協力する。										
不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者	病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者は、当該施設の利用者の安全を確保するため必要な措置を講ずる。										
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。										

(附属資料)

- ・ 第2-2「防災体制図」
- ・ 第13-6「災害対策基本法における関係機関に関する規定」

第4章 災害の想定

第1節 災害想定の基準

計画の作成の基礎として想定した主な災害

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

(1) 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

ア 台風による災害

伊勢湾台風と同程度の規模の台風が襲来した場合を想定する。

イ 集中豪雨等異常気象による災害

昭和51年9月の集中豪雨と同程度の災害を想定する。

ウ 大規模な火災

昭和病院火災と同程度の災害を想定する。

エ 危険物の爆発等による災害

オ 可燃性ガスの拡散

カ 有毒性ガスの拡散

キ 航空機事故による災害

ク その他の特殊災害

(2) 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

・ 水防法第14条に基づき指定された浸水想定区域

第2節 市の現況

1 市域

江南市は、名古屋市の北約20キロメートル、濃尾平野の北部に位置し、東部は丹羽郡扶桑町、大口町に、西部は一宮市に、南部は岩倉市、小牧市に、また北部は木曽川を隔てて岐阜県各務原市に隣接しており、市域は次のとおりである。

(1) 市役所の位置

江南市赤童子町大堀90番地

東経 136度52分24秒

北緯 35度19分44秒

(2) 広さ

ア 面積 30.20平方キロメートル

イ 周囲 32.0キロメートル

ウ 東西 6.125キロメートル

エ 南北 8.760キロメートル

2 地形及び地質

地形は、過去1万年にわたり木曽川及びその支川により形成された犬山扇状地及び自然堤防卓越

地帯から成り、標高が最高約37メートル、最低約12メートルと高低差がほとんどなく、大部分が平坦地であり、北東部から南西部へおよそ500分の1のこう配を有する。

犬山扇状地は、市の大部分をおおい、犬山市を中心とする半径約12キロメートルの大扇状地で粗粒な砂れき層により構成されている。自然堤防卓越地帯は、市の南部をおおい、洪水たい積土が畠状の微高地をなす自然堤防とそれに囲まれた後背湿地から成り、砂れき粘土層により構成されている。

地質は、犬山扇状地及び自然堤防卓越地帯とともに約1万年前から現在に至るまでの間に形成された新生代第四紀の沖積層である。

3 河川及び水路

市内を次の河川及び水路が流れる。

- (1) 一級河川木曽川水系木曽川及び木曽川南派川並びに庄内川水系五条川及び青木川
- (2) 二級河川日光川水系日光川
- (3) 宮田用水路、新般若用水路、般若用排水路、丹羽用水路及び昭和用排水路

4 気候

気候は、表日本式の温暖な気候区に属している。しかしながら、広大な濃尾平野を隔てて1,000メートル級の伊吹、養老、鈴鹿の山脈があるだけで、しかもわずか120～160キロメートルの近距離で日本海に通じており、このため寒冷期には、北陸型の天候、例えば季節風による降雪がしばしばみられる。

なお、江南市消防本部観測の気候及び降雨量は、次のとおりである。

(平成17年～平成21年)

種類／月	1	2	3	4	5	6
平均気温 (°C)	4.6	5.4	8.5	14.2	19.0	23.2
降雨量 (mm)	48.2	78.2	120.5	103.6	174.0	191.2

種類／月	7	8	9	10	11	12	平均
平均気温 (°C)	26.5	28.1	25.0	18.8	12.1	6.5	15.9
降雨量 (mm)	253.8	166.3	135.9	115.7	69.2	64.0	126.7

最高気温 39.7°C 平成6年8月7日

最低気温 -6.0°C 昭和59年12月25日 昭和61年1月8日 平成11年2月4日

日最大降雨量 267mm 昭和51年9月9日 平成12年9月11日

5 人口

平成27年6月30日現在の人口及び世帯数は、次のとおりである。

人口 101,206人 世帯数 39,766世帯

6 交通

市内を通る主な道路及び鉄道は、次のとおりである。

(1) 道路

ア 国道155号線、主要地方道江南閥線、名古屋江南線及び一宮犬山線
イ 県道鹿子島南小渕線、井之口江南線、小渕江南線、小口岩倉線、小折一宮線、西之島江南線、布袋停車場線、江南木曽川線、若宮江南線、宮後小牧線、江南停車場線、里小牧北方江南線、浅井犬山線、下般若東野線、草井羽黒線及び江南羽島線

(2) 鉄道

名古屋鉄道株式会社犬山線 [名古屋市交通局地下鉄3号線との相互直通運転] (江南駅及び布袋駅)

第3節 災害の記録

市域並びに市民の生命、身体及び財産に被害を及ぼした主な災害は、次のとおりである。

1 台風

(1) 伊勢湾台風 (昭和34年9月26日)

最低気圧 958.5hPa

最大風向風速 南南東 37.0m/s

総雨量 104.2 mm

(観測点 名古屋地方気象台)

被害 人の被害 死者7人、重傷者13人、軽傷者161人

住家被害 全壊265戸、半壊285戸、床下浸水778戸

人口 48,257人 (昭和34年3月31日現在)

世帯数 8,736世帯 (昭和34年3月31日現在)

(2) 第二室戸台風 (昭和36年9月16日)

最低気圧 971.7hPa

最大風向風速 南南東 28.7m/s

総雨量 81.1 mm

(観測点 名古屋地方気象台)

被害 不明

2 集中豪雨

(1) 昭和36年6月24日～27日

総雨量 343.4 mm

(観測点 名古屋地方気象台)

被害 不明

(2) 昭和51年9月8日～14日

総雨量 546.3 mm

時間最大雨量 47.0 mm

(観測点 江南市消防本部)

被害 床上浸水 57世帯、床下浸水 1,243世帯

田畠の冠水 465.2 ha

人口 91,655人 (昭和51年8月31日現在)

世帯数 23,366世帯 (昭和51年8月31日現在)

(3) 平成 12 年 9 月 11 日～12 日 (東海豪雨)

総雨量 267.0mm

時間最大雨量 60.0mm

(観測点 江南市消防本部)

被害 床上浸水 46 世帯、床下浸水 415 世帯

人口 99,257 人 (平成 12 年 9 月 30 日現在)

世帯数 33,031 世帯 (平成 12 年 9 月 30 日現在)

(4) 平成 20 年 8 月 28 日～29 日 (平成 20 年 8 月末豪雨)

総雨量 174.0mm

時間最大雨量 54.0mm

(観測点 江南市消防本部)

被害 床上浸水 5 世帯、床下浸水 125 世帯

人口 102,046 人 (平成 20 年 8 月 31 日現在)

世帯数 37,674 世帯 (平成 20 年 8 月 31 日現在)

(5) 平成 21 年 6 月 22 日 (平成 21 年 6 月 22 日豪雨)

総雨量 55.5mm

時間最大雨量 22.0mm

(観測点 江南市消防本部)

被害 床上浸水 0 世帯、床下浸水 107 世帯

人口 102,249 人 (平成 21 年 6 月 30 日現在)

世帯数 38,011 世帯 (平成 21 年 6 月 30 日現在)

(6) 平成 23 年 8 月 23 日 (平成 23 年 8 月 23 日豪雨)

総雨量 138.5mm

時間最大雨量 79.5mm

(観測点 江南市消防本部)

被害 床上浸水 85 世帯、床下浸水 478 世帯

人口 101,681 人 (平成 23 年 8 月 31 日現在)

世帯数 38,473 世帯 (平成 23 年 8 月 31 日現在)

(7) 平成 23 年 8 月 27 日 (平成 23 年 8 月 27 日豪雨)

総雨量 55.0mm

時間最大雨量 30.0mm

(観測点 江南市消防本部)

被害 床上浸水 29 世帯、床下浸水 174 世帯

人口 101,681 人 (平成 23 年 8 月 31 日現在)

世帯数 38,473 世帯 (平成 23 年 8 月 31 日現在)

(附属資料)

- ・ 第3-3(1)「江南市浸水マップ (平成 12 年東海豪雨)」
- ・ 第3-3(2)「江南市浸水マップ (平成 20 年 8 月末豪雨)」
- ・ 第3-3(3)「江南市浸水マップ (平成 21 年 6 月 22 日豪雨)」
- ・ 第3-3(4)「江南市浸水マップ (平成 23 年 8 月 23 日豪雨)」
- ・ 第3-3(5)「江南市浸水マップ (平成 23 年 8 月 27 日豪雨)」

3 火災

(1) 昭和病院火災

ア 日時

(イ) 出火日時	昭和 33 年 3 月 14 日 15 時 55 分
(ロ) 覚知時刻	〃 16 時 6 分
(ハ) 覚知方法	一般加入電話
(タ) 鎮火時刻	昭和 33 年 3 月 14 日 20 時 15 分

イ 場所

(イ) 所在地	江南市大字古知野字熱田 50 番地
(ロ) 名称	愛知県厚生農業協同組合連合会 昭和病院

ウ 気象状況

(イ) 天気	晴
(ロ) 風向	北西
(ハ) 風速	10m/秒

エ 焼損面積

4,044 m²

(2) サン・ファイン㈱江南工場火災

ア 日時

(イ) 出火日時	平成 10 年 12 月 30 日 04 時 05 分
(ロ) 覚知時刻	平成 10 年 12 月 30 日 04 時 48 分
(ハ) 覚知方法	119
(タ) 鎇火時刻	平成 10 年 12 月 30 日 10 時 34 分

イ 場所

(イ) 所在地	江南市高屋町大松原 155 番地
(ロ) 名称	サン・ファイン㈱江南工場

ウ 気象状況

(イ) 天気	くもり
(ロ) 風向	凧
(ハ) 風速	0m/秒

エ 焼損面積

21,214 m²

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るために行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1(3) 業務継続計画の策定
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	市、県	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援
	市、警察署、その他の防災関係機関	2(1) 自主防災組織への啓発及び指導 2(2) 自主防災組織のリーダー養成 2(3) 自主防災組織を指導及び育成する重点項目
	自主防災組織	3 地域の実情に応じた防災活動の実施
第3節 企業防災の促進	企業	1(1) 生命の安全確保 1(2) 二次災害の防止 1(3) 事業の継続 1(4) 地域貢献・地域との共生
	市、商工団体等	2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市及び県における措置

- (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるものとともに、あいち防災協働社会

推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 業務継続計画の策定

市及び県は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。

また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。

2 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市及び県における措置

(1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

市は、「江南市自主防災組織設置要綱」に基づき、自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織に対する援助

自主防災組織に対する防災資機材の貸与及び自主防災組織が実施する防災訓練に対しては、訓練指導及び訓練用資機材の提供等の援助を行うものとする。

また、自主防災活動の活性化を図るため資機材助成を実施する。

ウ 自主防災組織等のネットワーク化の推進

いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織、防災関係団体等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に發揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）を推進するものとする。

(附属資料)

- ・ 第13-7 「江南市自主防災組織設置要綱」
- ・ 第13-8 「江南市自主防災組織助成要綱」

2 市、警察署及びその他の防災関係機関における措置

市、消防本部、警察署その他の防災関係機関は、自主防災組織の自主的な性格を判断しながら、啓発及び指導を図るものとする。

(1) 自主防災組織への啓発及び指導

自主防災組織が行う防災活動、防災訓練等を事前に把握し、これらに参画して各種活動を通じて啓発及び指導を図る。

(2) 自主防災組織のリーダー養成

組織活動の充実を図るとともに、組織活動を高めるためのリーダー養成を行う。

(3) 自主防災組織を指導及び育成する重点項目は、次のとおりである。

ア 火災警報等の異常気象等の認識

イ 各種防災演習、防災訓練等の実施

ウ 防災広報紙、ポスター等の発行

エ 防災映画会、講習会、研究会、座談会等の開催

オ 講演会の開催

カ 防災相談の開催

3 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

ア 情報の収集伝達体制の確立

イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施

- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。

(イ) 市は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。

(ロ) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体(協力団体)にコーディネーターの派遣を要請する。

(ハ) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ 市は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

また、市及び県は、ボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるとともに、市が養成したボランティアコーディネーターに対し、県が実施するコーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を受講させるものとする。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。

(3) ボランティア関係団体との連携

市は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、ボランティア関係団体との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いややすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。

(附属資料)

- ・第13-9「愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱」

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

(3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能するために、事業継続計画（B C P）の策定と平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の方針、手段などを取り決めるよう努めるものとする。

(4) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。

また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（B C P）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等

により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（B C P）の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（B C P）の必要性について積極的に啓発していくものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（B C P）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。

第2章 水害予防対策

■ 基本方針

- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて市土の保全を図る。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 河川防災対策	市	1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 治水対策
第2節 農地防災対策	市、土地改良区	1(1) たん水防除事業 1(2) 用排水施設整備事業

第1節 河川防災対策

1 市における措置

(1) 河川維持修繕

市内には、国、県管理の法河川が4川、市の管理する準河川が2川ある。平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

(2) 河川改修

準用河川及び水路等、市内を流れる各河川については、緊急度に応じて堤防の維持、狭窄部の拡幅、護岸、浚渫、根固工の修繕、堆積土砂の除去等の修繕、整備を促進する。

(3) 総合治水対策

近年における都市化の進展が著しく、従来通りの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることができないことから、総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急に実施するだけでなく、流域関係機関と連携して雨水貯留施設の整備や農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等に努める。

2 浸水想定区域のある市における措置

(1) 江南市地域防災計画に定める事項

江南市防災会議は、浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

（ア）要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要

する者が利用する施設) でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの。

(1) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参照して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

(2) ウを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) 防災マップ等の配布

市長が市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

4 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置（努力義務）

大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

5 関連調整事項

- (1) 水源より河口にいたる水系全流域について、重要水防か所の実態を一貫して把握する。また、維持修繕や改修計画の策定に当たっては、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。
- (2) 総合排水的見地より都市の下水道事業、農地排水など排水改良事業との調整を行うよう考慮する。
- (3) 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。

(附属資料)

・第3-1「重要水防箇所」

第2節 農地防災対策

1 市及び土地改良区における措置

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、排水路等の新設又は改修を行う。

(2) 農用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、頭首工、水路等の改修を行う。

2 関連調整事項

(1) 老朽たぬ池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。

(2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

第3章 事故・火災等予防対策

■ 基本方針

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 鉄道災害対策	鉄道事業者	(1) ポスターの掲示、チラシ類の配布 (2) 保安設備の点検 (3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実 (4) 鉄道施設の防災構造化 (5) 広報活動
	市（消防機関）	(1) 救急救助用資機材の整備 (2) 情報通信手段の確保及び運用・管理 (3) 防災体制の強化
第2節 道路災害対策	市	(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検 (2) 道路の防災対策 (3) 実践的な訓練の実施 (4) 情報通信手段の確保及び運用・管理 (5) 救急救助用資機材の整備
第3節 危険物施設の災害 予防対策	市	(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査 (2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化 (3) 化学消防車等の整備
	危険物等施設の 所有者、管理者、占有者	(1) 事業所の自主点検体制の確立 (2) 必要資機材の備蓄

第1節 鉄道災害対策

1 鉄道事業者における措置

- (1) ポスターの掲示、チラシ類の配布

鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。

- (2) 保安設備の点検

鉄道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

- (3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。

- (4) 鉄道施設の防災構造化

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を第4章「建築物等の安全化」第1節「交通・ライフライン関係施設対策」により実施する。

(5) 広報活動

鉄道事業者等は、踏切事故を防止するため、広報活動に努めるものとする。

2 市（消防機関）における措置

(1) 救急救助用資機材の整備

市（消防機関）は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理

市（消防機関）は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(3) 防災体制の強化

市（消防機関）は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

(附属資料)

・第5-2「救助用設備等」

第2節 道路災害対策

市における措置

(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

(2) 道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、第4章「建築物等の安全化」第1節「交通・ライフライン関係施設対策」により実施する。

(3) 実践的な訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するよう努め、防災体制の強化を図る。

(4) 情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(5) 救急救助用資機材の整備

市は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

(附属資料)

・第5-2「救助用設備等」

第3節 危険物施設の災害予防対策

1 市における措置

(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査

市は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

(2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

市は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

(3) 化学消防車等の整備

市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

2 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置

(1) 事業所の自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。

イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 必要資機材の備蓄

事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

(附属資料)

・ 第5-4「危険物（石油類、毒物劇物等）大量保有事業所」

・ 第5-5「ガス製造、大量保有事業所」

3 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第4章 建築物等の安全化

■ 基本方針

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 <u>交通関係施設対策</u>	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第2節 <u>ライフライン関係</u> 施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第3節 文化財保護対策	市	1(1) 防災思想の普及 1(2) 管理者に対する指導・助言 1(3) 連絡・協力体制の確立 1(4) 適切な修理の実施 1(5) 防火・消防施設等の設置 1(6) 文化財及び周辺の環境整備
第4節 防災建造物整備対策	市	(1) 公共建築物の不燃化 (2) 防災上重要な施設の耐水性能の確保 (3) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保 (4) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 (5) 文教施設・設備等の点検及び整備 (6) 危険物の災害予防

第1節 交通関係施設対策

1 施設管理者等における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、陸における各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路

市は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれがあり橋梁等道路施設の整備と防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

3 鉄道

鉄道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

第2節 ライフライン関係施設対策

1 施設管理者等における措置

災害時におけるライフラインの確保を図るため、各施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

(1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートの選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

- (i) 浸水の恐れがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。
- (ii) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要的ものは除去する。
- (iii) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の恐れがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

- (i) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。
- (ii) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。

又、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。又、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

(社)日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

4 上水道

水道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

(2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

(4) 仕切弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ仕切弁を設置する。

(5) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

(6) 濁度上昇に対応できる体制整備

濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

5 下水道

下水道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

災害対策用資機材を平時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

6 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

災害の恐れのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。

(2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び県民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

(3) 施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。

(4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

第3節 文化財保護対策

1 市における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺の環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

2 平常時からの対策

(1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財防災台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握につとめる。

なお、防災台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名 ・ 所在地 ・ 連絡先 ・ 所轄消防署名

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、その他）

エ 所在地内の地図 ・ 周辺地図 ・ 広域地図

- (2) 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を県下3箇所に配備し、大規模災害時に備える。
- (3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止につとめる。

4 災害時の対応

災害時には次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

第4節 防災建造物整備対策

1 市における措置

- (1) 公共建築物の不燃化

市営住宅、学校等の公共建造物の不燃化を図る。

- (2) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。

- (3) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

- (4) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

- (5) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

- (6) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第5章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 マスタープラン 等の策定	市、土地区画整理 組合等	(1) 都市計画のマスタープランの策定 (2) 防災街区整備方針の策定
第2節 防災上重要な都市 施設の整備	市	(1) 都市における道路の整備 (2) 都市における公園等の整備
第3節 建築物の不燃化の 促進	市	(1) 防火・準防火地域の指定 (2) 建築物の不燃対策
第4節 市街地の面的な整 備・改善	市	(1) 市街地開発事業等の推進 (2) 災害対策等に関する土地利用規制
第5節 都市排水対策	市	1(1) 公共下水道事業 1(2) 都市下水路事業

第1節 都市計画

1 市及び土地区画整理組合等における措置

(1) 土地区画整理

市街化区域内の未整理地域における土地区画整理事業の実施に併せて、道路、公園及び上下水道その他の公共施設を整備することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。また、現在事業を実施中の布袋南部土地区画整理事業については、より整備の推進を図る。

(2) 街路の整備

都市計画街路は、都市活動に対応した交通処理を担うだけでなく、市民生活に欠くことのできない上下水道、通信ケーブル等の埋設、災害時の防災区画の形成や避難道路等多面的な役割機能をもつ施設であり、主要な幹線は、情勢の変化に応じた整備を図る。

(3) 都市公園の整備

公園、緑地、広場等も街路とともに重要な防災施設である。災害時の重要な避難場所として、また、火災発生時には、延焼及び飛火を防止する防火帯、応急救助活動、物資集積等の基地として、さらには、ヘリポートとしても活用できるので、都市防災の観点から公園、緑地の規模及び配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。

2 関連調整事項

都市計画は都市改造、土地区画整理、公園、緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業に基づき火災、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分配慮し計画するよう考慮する。

第2節 防災街区等整備対策

1 市における措置

(1) 建築物の防火規制

市街地における火災を防止するため、市街地の中心的な場所及び主要幹線沿いの地域を防火地域として指定して耐火建築の促進を図り、また、市街地と郊外との中間の地域は、準防火地域に指定して大規模建築又は高層ビルを耐火建築物とし、中規模のものは準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも防火構造とすることを規定している。こうした制度の活用により安全なまちづくりの促進を図る。

(2) 市街地再開発事業

密集市街地における道路、公園、広場等の都市空間の確保を図るため、市街地再開発事業の推進を図る。

(附属資料)

- ・第12-1「防火地域・準防火地域」

2 関連調整事項

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、他の諸施設の防災対策と関連させ総合的な防災計画を樹立し、大きく都市計画の問題として扱うよう考慮する。

第3節 建築物の不燃化の促進

市における措置

(1) 建築物の防火規制

前節1(1)参照。

(2) 建築物の火災耐力等増強策の促進

市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建事物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000m²を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上又は消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 防災空間の整備拡大

市における措置

都市における大震火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路等の都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。

(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画

市は、「緑の基本計画」に基づき、都市公園の整備を積極的に進めていく。

(2) 都市公園の整備

公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

(附属資料)

- ・第12-2「都市公園の現況及び整備事業」

第5節 都市排水対策

1 市における措置

(1) 都市下水路事業

市街地の浸水解消を図るため、都市下水路の整備を推進する。

(2) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、施設整備を推進する。

2 関連調整事項

- (1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。
- (2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。
- (3) 地盤沈下地帶では排水不良化の傾向が顕著であるので、地盤沈下対策との調整を図るとともに、排水機等を完備するよう考慮する。
- (4) 排水機場の運転管理者は、排水機に運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

第6章 地盤災害の予防

■ 基本方針

- 降雨により発生する地盤災害の予防に万全を期すものとし、土地利用の適正な規制、指導を行う。
- 県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正誘導	市	適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 被災宅地危険度判定の体制整備	市・県	(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 (2) 相互支援体制の整備

第1節 土地利用の適正誘導

市における措置

地盤災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 被災宅地危険度判定の体制整備

市における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された被災宅地危険度判定推進部会により、県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

市及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第7章 防災施設等の整備

■ 基本方針

- 風水害等災害発生時における浸水対策及び応急復旧を早期に行うため情報連絡網等の体制整備を推進する。また、風水害等災害対策用の資機材を整備する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災施設・設備の整備	市、消防機関 (市)	1(1) 防災施設等の整備 1(2) 防災用拠点施設の整備促進 1(3) 防災中枢機能の充実 1(4) 防災用拠点施設の屋上番号標示 1(5) 気象等観測施設・設備等
	消防機関 (市)	2 消防施設・設備の整備改善及び性能調査
	水防機関 (市)	3 水防倉庫の整備改善及び点検
第2節 災害用資機材の整備	市、消防機関 (市)	1(1) 消防ポンプ自動車等の整備 1(2) 救助資機材の配備、備蓄の推進
	水防機関 (市)	2 水防資機材の整備促進

第1節 防災施設・設備の整備

1 市における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するため、災害活動拠点としての機能を有する堅牢な防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。併せて、地域の自主防災会など防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう、総合的な施設を整備するものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、災害対策本部を常設整備するとともに、あらかじめ情報連絡を円滑に行うことができる中枢施設や情報連絡網等の体制を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 防災中枢機能の充実

保有する施設、設備について、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

(4) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、庁舎の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

(5) 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(注)気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合は検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合はこれを気象庁へ届けることを義務づけている。

(附属資料)

- ・**第1-1(1)「雨量観測施設、風向・風速観測施設」**
- ・**第1-1(2)「水位観測所」**
- ・**第1-2「気象予警報等の種類と発表基準」**

2 消防機関（市）における措置

消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報装置施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

(附属資料)

- ・**第5-1「消防施設・設備等」**

3 水防機関（市）における措置

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要ない木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改善並びに点検する。

(附属資料)

- ・**第3-2「水防施設、設備」**

4 通信施設・設備等

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図る。

なお、県、市及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

(附属資料)

- ・**第4-1「無線局」**

第2節 災害用資機材の整備

1 市及び消防機関（市）における措置

(1) 消防ポンプ自動車等の整備

消防ポンプ自動車等の消防機械の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(2) 救助資機材の配備、備蓄の推進

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材の配備を推進し、有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

(附屬資料)

- ・第5-2「救助用設備等」
- ・第7-1「備蓄資機材一覧表」

2 水防機関（市）における措置

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材の整備を図る。

(附屬資料)

- ・第3-2「水防施設、設備」

第8章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

- 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所指定及び整備、避難計画の作成を作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 <u>気象情報や避難勧告等の情報体制の整備</u>	市、県	<u>1 防災行政無線等の維持管理</u> <u>2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保</u>
第2節 <u>避難場所及び避難路の指定等</u>	市	<u>1 避難場所の指定</u> <u>2 避難路の選定</u>
第3節 <u>避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</u>	市	<u>1(1) マニュアルの作成</u> <u>1(2) 判断基準の設定に係る助言</u> <u>1(3) 判断のための助言を求めるための事前準備</u>
第4節 <u>避難誘導等に係る計画の策定</u>	市、防災上重要施設の管理者	<u>避難計画の作成</u>
第5節 <u>避難に関する意識啓発</u>	市	<u>(1) 避難場所等の広報</u> <u>(2) 避難のための知識の普及</u>

第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備

1 県（防災局）における措置

県は市に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に情報を伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

2 市における措置

市はさまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール

機能を含む。) 等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

第2節 避難場所及び避難路の指定等

市における措置

1 避難場所の指定

市は災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

(1) 広域避難場所及び避難地の選定

市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、「江南市避難場所選定基準」に基づき、必要に応じて広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グランド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2m²以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していくなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 広域避難場所標識の設置等

広域避難場所を指定した市は、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。

2 避難路の選定

避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により、必要に応じて避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ア 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。

エ 浸水等の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

(附属資料)

- ・ 第8-1 「江南市避難場所選定基準」
- ・ 第8-3 「江南市広域避難場所一覧表」

・第8-4「江南市避難地一覧表」

第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること。

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。

(ア) 気象予警報及び気象情報

(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報

ウ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府)参考にすること。

エ 区域の設定に当たっては、河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）を踏まえること

オ 避難時の周囲の状況等により、屋内での退避等の安全確保措置を講ずるべきことにも留意すること

(2) 判断基準の設定に係る助言

判断基準を設定については、必要に応じて専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 判断のための助言を求めるための事前準備

市は、避難勧告又は指示を行う際に国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

市が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、必要な助言等を行うものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

イ 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(†) 負傷者に対する応急救護

才 避難場所、避難所の管理に関する事項

(†) 避難場所や避難所の秩序保持

(†) 避難者に対する災害情報の伝達

(†) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(†) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(†) 広報車による周知

(†) 避難誘導員による現地広報

(†) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所及び避難所等の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 浸水想定区域における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）の指定を受けた区域については、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

市地域防災計画で具体的に定める内容については、県地域防災計画第2編第2章第4節、第7章第3節に定めるものとする。

3 避難行動要支援者の避難対策

第9章 第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

市及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

(1) 避難場所等の広報

避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に

努めるものとする。

- ア 避難場所、避難所の名称
- イ 避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 避難場所、避難所への経路
- オ 避難場所、避難所の区分
- カ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

市及び県は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
- ウ 避難場所、避難所滞在中の心得

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 市及び県は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるように、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 <u>避難所の指定・整備</u>	市	(1) 指定避難所の指定 (2) 避難所等の整備 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の運営体制の整備
第2節 <u>要配慮者の支援対策</u>	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内の施設等の公表 (6) 洪水時の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達
第3節 <u>帰宅困難者対策</u>	県、市	帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備

市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、「江南市避難場所選定基準」に基づき、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件の基準に従って指定するものとする。

イ 避難者の避難所協に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

<一人当たりの必要占有面積>

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者の状況に応じて必要な規模の確保に努める必要がある。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

ウ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

エ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、拡声器、テレビ、携帯ラジオ等

イ 運営事務機能の整備：台帳等の整備

ウ バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等

(4) 避難所の破損等への備え

市は避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(5) 避難所の運営体制の整備

市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難

生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

(附属資料)

- ・第8-1「江南市避難場所選定基準」
- ・第8-2「江南市避難所及び収容人員一覧表」
- ・第8-3「江南市広域避難場所一覧表」
- ・第8-4「江南市避難地一覧表」

第2節 要配慮者支援対策

1 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努めるものとする。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努めるものとする。

イ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(1) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握するものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のなかから、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成すること。その際、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できることとすること。

なお、避難行動要支援者名簿は、既に作成済みの災害時要援護者台帳を置き換える。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。

- ① 区長
- ② 自主防災組織
- ③ 民生・児童委員
- ④ 江南市社会福祉協議会
- ⑤ 愛知県江南警察署
- ⑥ 江南市消防本部
- ⑦ その他市長が認めた団体、個人

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を既存の災害時要援護者台帳に準ずるものとする。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置をとる。

また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。

(5) 外国人等に対する対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム(案内用図記号)を用いるなど簡潔かつ効果的なものとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。県、市を始め防災関係機関は、防災パンフレットの作成、各種行事、防災訓練の実施等を通じ、防災知識の普及啓発に努める。

才 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援システムセンターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。

(5) 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

(6) 洪水時の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

(附属資料)

・第3-4「水防法第15条における対象施設への伝達系統」

第3節 帰宅困難者対策

1 県（防災局）及び市における措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及びことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第10章 広域応援体制の整備

■ 基本方針

- 市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 資料の整備	県、指定地方行政 機関	資料の整備
第2節 広域応援体制の整備	県、市	1(1) 災害時等の応援に関する協定（9県1市） 1(2) 全国都道府県における災害時等の広域応援に 関する協定 1(3) 相互応援協定の締結 1(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備
	防災関係機関	2 応援協定の締結等
第3節 救援隊等による協 力体制の整備	市	(1) 緊急消防援助隊 (2) 広域航空消防応援 (3) 愛知県広域消防相互応援協定

第1節 資料の整備

県（防災局）及び指定地方行政機関における措置

知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

第2節 広域応援体制の整備

1 県（防災局）及び市における措置

(1) 災害時等の応援に関する協定

県は、中部9県1市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。））において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備えて、「災害時等の応援に関する協定」を締結している。

県市は、この協定に基づく災害応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

(2) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

県は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」を締結している。県は、この協定に基づく広域応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

(3) 応援協定の締結等

市は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備

市は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

(附属資料)

- ・第14-5「愛知県内広域消防相互応援協定」

第3節 救援隊等による協力体制の整備

市における措置

(1) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

(3) 愛知県広域消防相互応援協定

市長は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

(附属資料)

- ・第14-5「愛知県内広域消防相互応援協定」

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

- 災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	市	1(1) 基礎訓練 1(2) 総合訓練 1(3) 自主防災組織等の実施する防災訓練の指導協力 1(4) 訓練の検証 1(5) 図上訓練等
	市、国立私立各学校等管理者	2(1) 計画の策定及び周知徹底 2(2) 訓練の実施 2(3) 訓練の反省
第2節 防災のための意識啓発・広報	市	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する広報 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 過去の災害教訓の伝承
第3節 防災のための教育	市教育委員会	1(1) 児童生徒等に対する安全教育 1(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上 1(3) 防災思想の普及 1(4) 登下校（登降園）の安全確保
	市（防災安全課）	2 市職員に対する防災教育
	防災関係機関	3 防災教育の実施

第1節 防災訓練の実施

1 市及び県における措置

市は、防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時

間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(1) 基礎訓練

ア 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合するなど防災関係機関が合同して実施するものとする。

(i) 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。

(ii) 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。

イ 消防訓練

市等は、消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、市及び県等が合同して実施するものとする。

ウ 避難・救助訓練

市その他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、高層建築物等にあっては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。

なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練についても実施に努めるものとする。
特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

エ 通信訓練

県・市及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

オ 非常招集訓練

県・市及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団、水防団等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ実施する。

(2) 総合訓練

市は、毎年8月30日から9月5日の防災週間を中心に、市の地域における防災関係機関並びに民間企業、市民等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

(3) 自主防災組織等の実施する防災訓練の指導協力

市は、自主防災組織あるいは防災関係機関等が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(4) 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果をとりまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(5) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する本部要員及び支部要員に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練(ロ

ールプレイング方式)等の実施に努めるものとする。

2 市及び私立各学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

市における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、災害に関するビデオなどを自主防災会、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

さらに、市及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 災害に関する基礎知識

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

エ 地域の避難場所、避難路に関する知識

オ 避難生活に関する知識

カ 家庭における防災の話し合い

キ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

(2) 防災に関する広報

市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。

(3) 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、3日分以上(可能な限り一週間分程度)の家庭内備蓄を推進する。

(4) 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 市教育委員会における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るために学校において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置づけて実施しおわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行いうよう配慮する。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(i) 通学路については、警察署、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(ii) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(iii) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(iv) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(v) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(i)から(iv)に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(i) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(ii) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(iii) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市（防災安全課）における措置

市職員が一丸となって積極的に防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどを、研修会等を通じて教育する。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第12章 防災に関する調査研究の推進

■ 基本方針

- 災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繋を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
防災に関する調査研究の推進	市	1(1) 危険地域の把握 1(2) 危険地区の被害想定 1(3) 防災アセスメントと防災マップ等の整備 1(4) 地籍調査

防災に関する調査研究の推進

1 市における措置

(1) 危険地域の把握

災害の発生のおそれのある地域ごとに、次の事項及び現況調査を行い、その実態を把握する。

ア 水害危険地域

地形、降雨量、河川流量、堤防の高さと強弱、河床の状況等

イ 火災危険地域

地勢、気象、木造建物の建築面積及び平均建ぺい率、工事等特殊施設の配置、構造及び取扱品目、消防施設、設備の状況、消防水利、道路状況等

(2) 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して行う実態調査とこの調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定の実施に努める。

(3) 防災アセスメントと防災マップ等の作成

市においては、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するため、防災アセスメントの実施とコミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

(4) 地籍調査

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

2 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（江南市における組織の動員配備）

■ 基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 要員（資機材等も含む）の配置等については、複合災害の発生も念頭に置いて行う。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災会議	市	1 江南市防災会議
第2節 災害対策本部の設置・運営	市	1(1) 江南市災害警戒本部の設置基準 1(2) 江南市災害警戒本部の編成 1(3) 江南市災害警戒本部における要員の職務等 1(4) 江南市災害警戒本部の活動 2(1) 江南市災害対策本部の設置・廃止基準及び標識等 2(2) 非常配備の分担任務及び動員数 2(3) 非常配備の編成 2(4) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 2(5) 災害救助法が適用された場合の体制 2(6) 非常配備の伝達 2(7) 職員の応援
第3節 職員の派遣要請	市	(1) 国の職員の派遣要請 (2) 他市町村の職員の派遣要請 (3) 職員派遣のあっせん要求 (4) 他市町村の職員の応援

第1節 防災会議

1 江南市防災会議

江南市防災会議は、江南市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するため、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づいて市長の附属機関として設置されており、災害が発生した場合は、当該災害に関する情報を収集する。

なお、市防災会議の所掌事務、組織及び運営に関する事項は、江南市防災会議条例に定めるところによる。

（附属資料）

- ・第13-1「江南市防災会議条例」

第2節 災害対策本部等の設置・運営

1 警戒体制（江南市災害警戒本部）

(1) 江南市災害警戒本部の設置基準

江南市災害警戒本部は、江南市に注意報（大雨、強風、洪水、木曽川（中流）氾濫注意情報）が発表され、かつ災害が発生し又は発生するおそれがある場合において警戒体制をとることができる。更に災害が拡大するおそれがあるとき、又は拡大したときは、非常配備体制基準に基づき江南市災害対策本部へ移行する。

(2) 江南市災害警戒本部の編成

ア 危機管理室・防災安全課

イ 都市整備部・土木課、消防本部・総務予防課・消防署

(3) 江南市災害警戒本部における要員の職務等

ア 警戒本部は、防災安全課に設ける。

イ 部長は、危機管理室長・都市整備部長・消防長とする。

(4) 江南市災害警戒本部の活動

ア 気象情報、河川の水位、降雨情報及び災害情報等の収集

イ 道路冠水情報及び被害情報の収集

ウ 災害状況の推移による配備体制

エ 道路冠水により、災害が発生するおそれがあるとき又は災害が発生したときは、交通規制配備要員の待機又は配置

オ 各情報の伝達（あんしん・安全ねっと）

カ その他必要な事項

2 非常配備体制（江南市災害対策本部）

(1) 江南市災害対策本部の設置・廃止基準及び標識等

ア 江南市災害対策本部の設置・廃止基準等

江南市災害対策本部（以下、本章において「本部」という。）は、江南市に注意報以上（大雨、強風、洪水、木曽川（中流）氾濫注意情報）が発表され、かつ災害が発生し又は、発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは災害対策基本法第23条第2項の規定に基づいて市長（以下本章において「本部長」という。）が設置することができる。また、災害のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止することができる。

なお、本部の組織及び運営に関する事項は、江南市災害対策本部条例等に定めるところによる。

また、本部員会議に関する事項は、江南市災害対策本部員会議運営要領に定めるところによる。

イ 江南市災害対策本部の標識等

(イ) 標示板

本部を設置したときは、標示板を防災センター玄関前に掲示する。

(ロ) 標旗

防災活動に使用する自動車は、標旗を取り付ける。

(ハ) 腕章等

防災活動に従事する職員は、あらかじめ貸与された防災服その他の装備及び腕章を着

用する。

(附属資料)

- ・ 第2-1 「江南市災害対策本部標識等」
- ・ 第13-2 「江南市災害対策本部条例」
- ・ 第13-3 「江南市災害対策本部要綱」
- ・ 第13-4 「江南市災害対策本部員会議運営要領」

(2) 非常配備の分担任務及び動員数

非常配備における分担任務及び各段階における動員数は、別表第1、別表第2及び別表第3による。

(3) 非常配備の編成

ア 非常配備の区分

職員の非常配備の編成は、次の配備内容を基準に、あらかじめ各課等の長は第1非常配備から第3非常配備における担当職員を定め、別に掲げる様式第1により防災安全課長へ報告するものとする。

災害応急対策活動を適確に実施するため、次に掲げる基準に該当したときは、それぞれ職員を動員し、非常配備体制をとる。

(i) 第1非常配備

江南市に注意報以上（大雨、強風、洪水、木曽川（中流）氾濫注意情報）が発表され、かつ災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が第1非常配備を指令したとき。

(ii) 第2非常配備

江南市に警報（大雨、暴風、洪水、木曽川（中流）氾濫警戒情報）が発表され、かつ災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が第2非常配備を指令したとき。

(iii) 第3非常配備

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が第3非常配備を指令したとき。

イ 各課等の非常配備計画

各課等の長は、あらかじめ非常配備体制の配備内容に対処する非常配備要員（以下「配備要員」という。）及び非常配備伝達の系統を定め、所属職員に周知しておかなければならない。

ウ 職員の非常登庁

(i) 気象予報警報等の発表により自動的に非常配備が指令される場合は、積極的に定められた非常配備につかなければならない。

(ii) 災害対策に關係の深い各課等の職員は、勤務時間外においても災害が発生するおそれがあるときは、以後の状況の推移に注意し、指令を待つことなく自己の判断により速やかに所定の場所に参集しなければならない。

(iii) 道路等の損壊により、定められた災害応急対策活動につくことが不可能な場合においても、次によって災害応急対策に従事する。

a 通信連絡により所属長又は本部の指令を受ける。

b 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの市施設、避難場所に参集する。

(4) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告とともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

(5) 災害救助法が適用された場合の体制

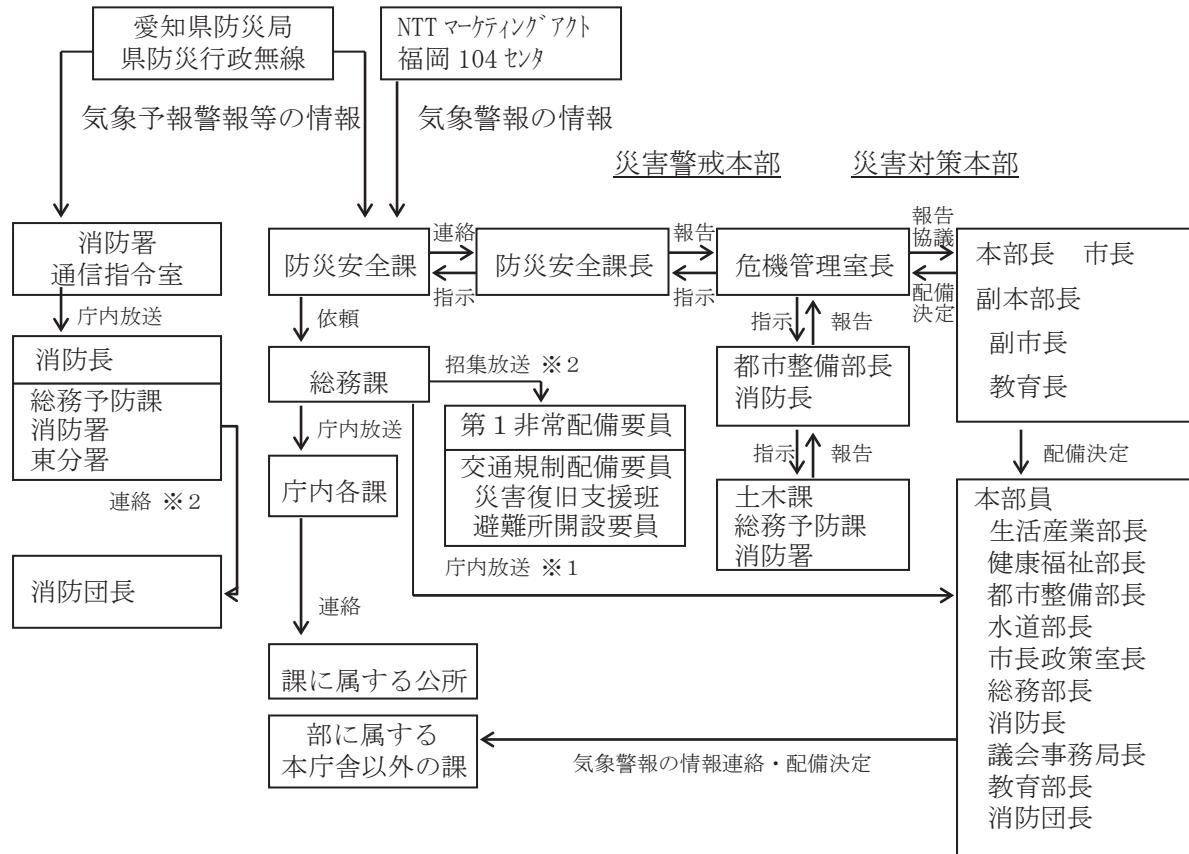
市長は、当該市に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

(6) 非常配備の伝達

非常配備の伝達は、次に掲げる系統により行うものとし、時間外における伝達は、あんしん・安全ねっと、第1非常配備員等を通じて行うものとする。

ア 勤務時間内の伝達

防災安全課は、庁内放送、あんしん・安全ねっと、電話又は無線により気象予報警報等の種類及び非常配備の種別を伝達する。

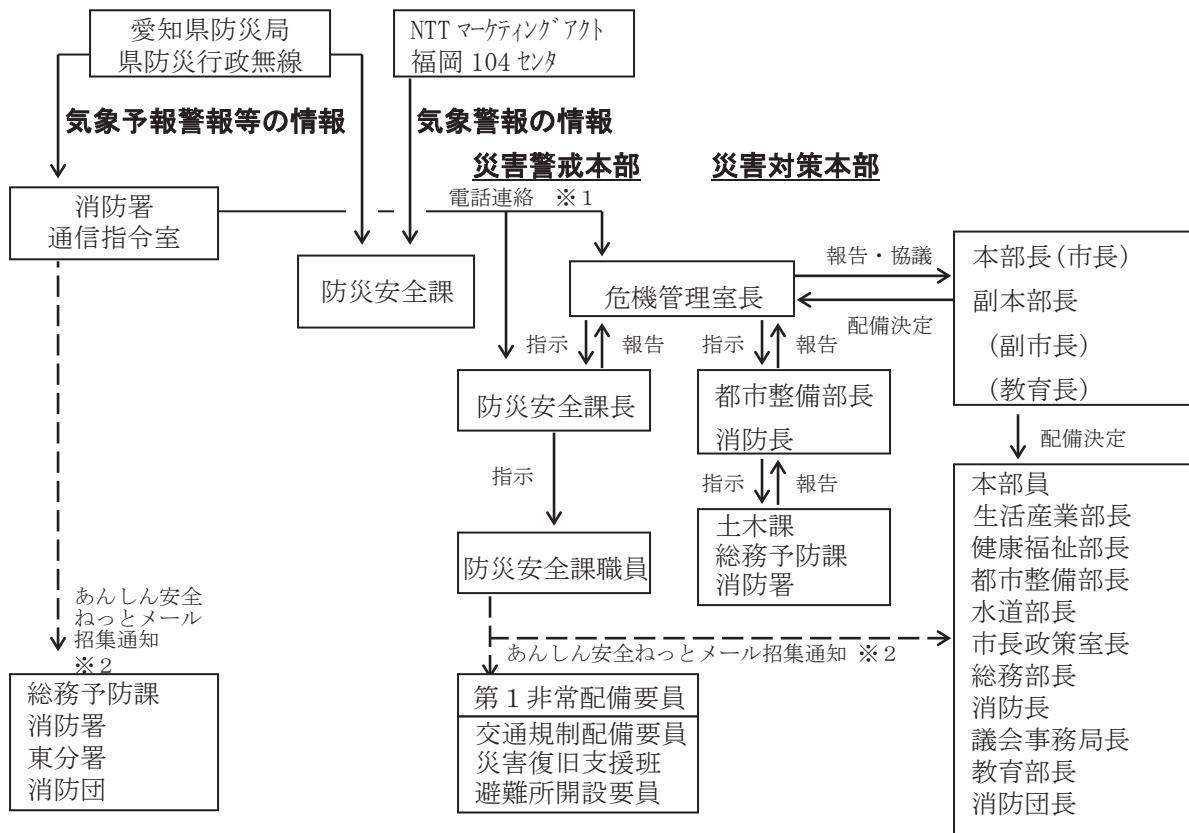


※1 警報以上の情報のみ放送を依頼する

※2 災害が発生、又は発生する恐れがある場合

イ 勤務時間外の伝達

防災安全課は、次の図により気象予報警報等の種類及び非常配備の種別を伝達する。



第2非常配備以降の場合

- ① 第2非常配備要員に対しては、あんしん・安全ねっとメール招集通知（J-Alertから自動配信）及び第1非常配備要員から電話で連絡する。
- ② 第3非常配備要員に対しては、第2非常配備要員から電話で連絡する。

ウ 勤務時間外の第2非常配備につかない職員の職務

第2非常配備につかない職員は、自己の居住地付近の災害情報を把握し、本部へ通報するよう努め、いつでも非常配備についてるように待機するものとする。

(7) 職員の応援

本部各部長は、災害対策活動を実施するにあたり配備要員が不足し、他部班の応援を受けるとするときは、次のとおりとする。

ア 他部班への応援要員

本部各部長は、自部の各班がその分担任務を処理するにあたり、配備要員が不足し、自部内他班の配備要員を動員してもなお不足するときは、別に掲げる様式第3により、市長政策室長に要請する。

イ 市長政策室長の処置

市長政策室長は、上記の応援の要請を受けた場合は、他の部班の配備要員を動員し派遣する。

第3節 職員の派遣要請

市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条第 2 項）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第 29 条の規定による指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の市職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

第2章 活動態勢（県・防災関係機関における組織の動員配備）

■ 基本方針

- 各防災関係機関は災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
災害対策本部の設置・運営	県	1 災害情報センターの設置
	防災関係機関	2(1) 組織及び活動体制 2(2) 勤務時間外における体制の整備

災害対策本部等の設置・運営

1 県における措置

県は、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各部局は、それぞれ県災害対策本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。

さらに、大規模災害時の現地即応体制の強化と市に対する県の支援体制の強化を図るために、尾張県民事務所に方面本部として、災害対策センターを設置するとともに、必要に応じて市に支援要員となる県職員を派遣する。

なお、市は支援業務の円滑な実施のために平常時から支援要員との連携強化を図る。

2 防災関係機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

（附属資料）

- ・第2-2(2)「災害発生時における防災体制図」

第3章 避難行動

■ 基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
- 市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 <u>気象警報等の伝達</u>	市	<u>1(1) 市民及び所在の官公署への伝達</u> <u>1(2) 気象予報警報等の伝達系統</u>
	県	<u>2 警報・注意報等の出先機関及び市への伝達</u>
	西日本電信電話株式会社	<u>3 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知</u>
第2節 <u>避難勧告・指示</u>	市	<u>1(1) 避難のための準備情報・勧告・指示</u> <u>1(2) 知事等への助言の要求</u> <u>1(3) 報告(災害対策基本法第60条第4項)</u> <u>1(4) 他市町村又は県に対する応援要求</u> <u>1(5) 広域一時滞在に係る協議</u>
	水防管理者	<u>2(1) 立退きの指示</u> <u>2(2) 通知(水防法第29条)</u>
第3節 <u>住民等の避難誘導</u>	県	<u>3(1) 洪水等のための立退きの指示</u> <u>3(2) 市長への助言</u> <u>3(3) 市長の事務の代行</u> <u>3(4) 自衛隊、県警察に対する応援要請</u> <u>3(5) 他市町村に対する応援指示</u> <u>3(6) 広域一時滞在に係る協議</u>
	県警察(警察官)	<u>4(1) 警察官職務執行法第4条による措置</u> <u>4(2) 法第61条による指示</u> <u>4(3) 報告・通知等</u>
	自衛隊(自衛官)	<u>5(1) 避難等の措置</u> <u>5(2) 報告(自衛隊法第94条)</u>
	市	<u>1 住民等の避難誘導</u> <u>2(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u> <u>2(2) 避難行動要支援者の避難支援</u>

第1節 気象情報等の伝達

1 市における措置

(1) 市民及び所在の官公署への伝達

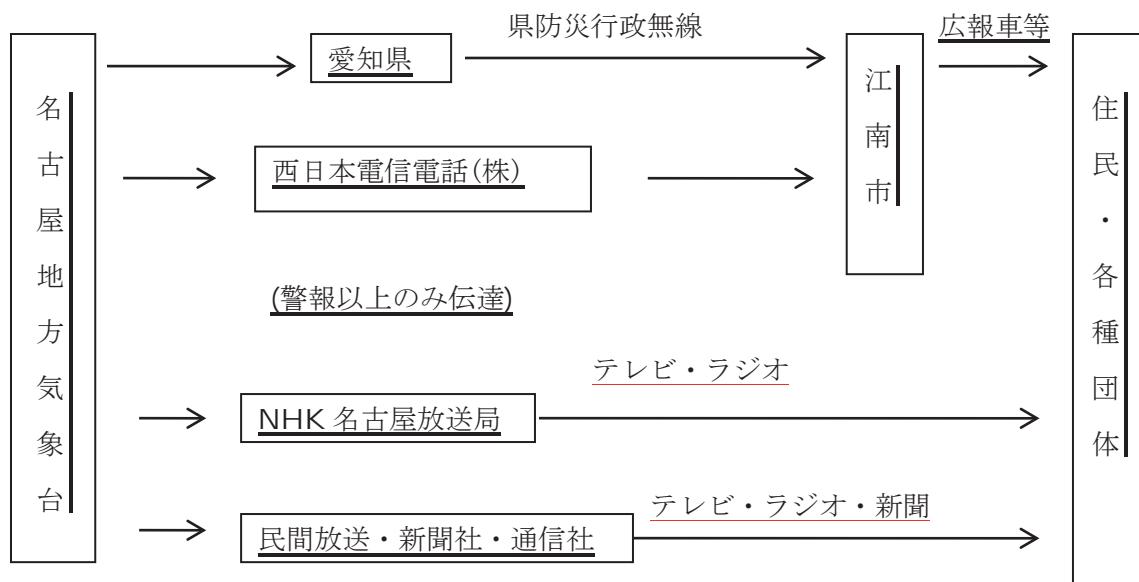
市地域防災計画の定めるところにより、必要事項を市民及び所在の官公署へ周知する。

(2) 気象予報警報等の伝達系統

ア 気象・水象に関する予報警報の伝達系統

重要な気象情報は、下記系路によって伝達される。市における情報収集は、主に県防災行政無線の一斉指令あるいは、NTT マーケティングアクト福岡 104 センタからの伝達により収集するが、本部が設置されたときは、テレビ・ラジオ放送を通じても収集する。

気象・水象に関する予報警報の伝達系統図

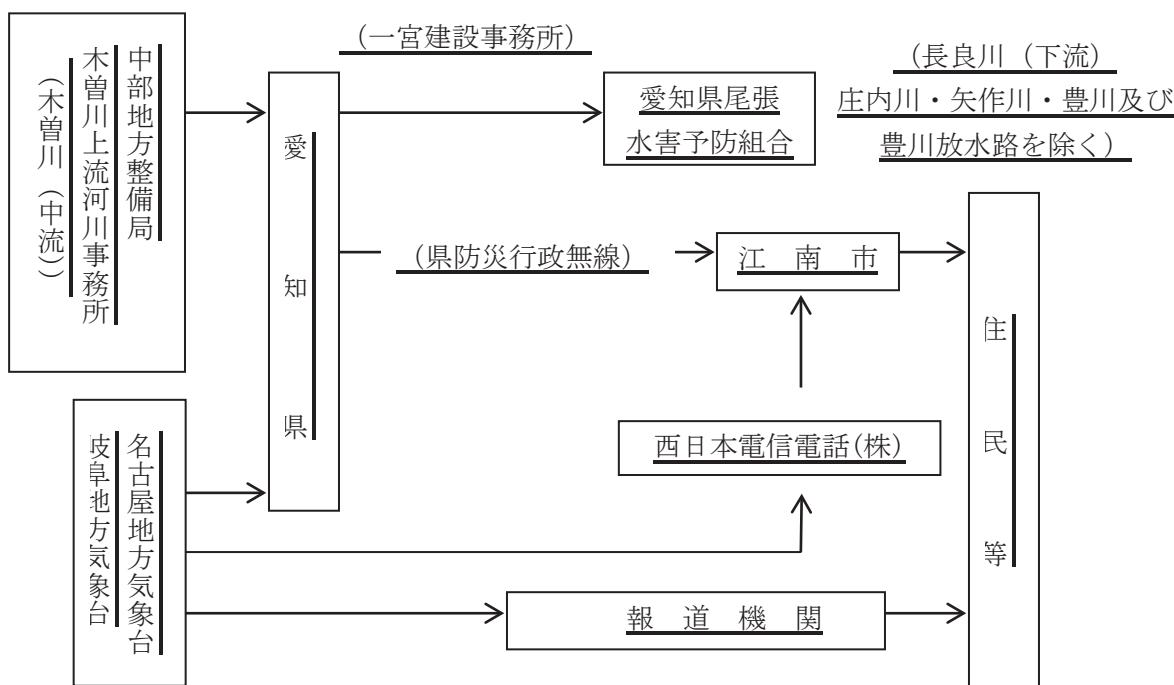


(注)

- 1 伝達方法は、名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。
- 2 気象庁本庁から西日本電信電話(株)NTTマーケティングアクト福岡104センタには、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。
- 3 「通常の気象情報」、「警報又は注意報」は、県防災行政無線途絶時には、別に掲げる様式第5により受信する。

イ 洪水予報の伝達系統

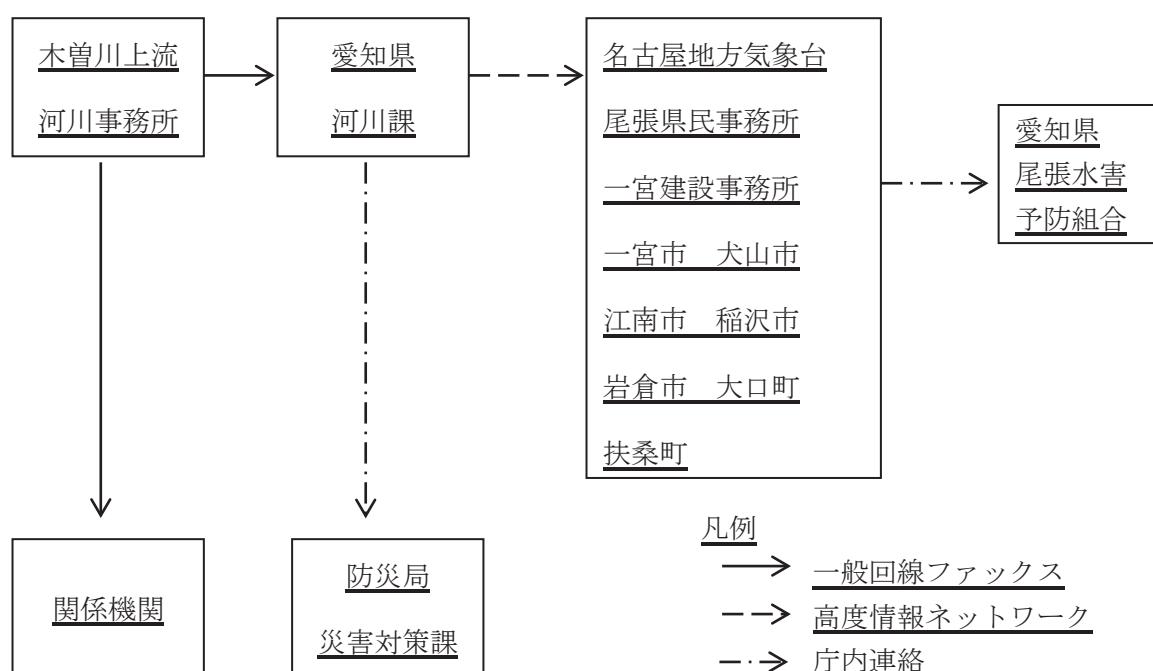
中部地方整備局木曽川上流河川事務所（木曽川（中流））・名古屋地方気象台・岐阜地方気象台の発表する木曽川洪水予報の伝達系統図



(注) 中部地方整備局木曽川上流河川事務所・名古屋地方気象台・岐阜地方気象台とが共同して発表する木曽川（中流）洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）は、愛知県建設部河川課から伝達されるので、別に掲げる様式第6により受信する。

※ 西日本電信電話㈱は、当該業務をNTTマーケティングアクト福岡104センタで行っている。

ウ 中部地方整備局木曽川上流河川事務所が発表する木曽川の水防警報の伝達系統図 木曽川（犬山・笠松・起地区）



2 県（防災局）における措置

県は、警報・注意報等を専用通信施設により、県の出先機関及び市に伝達する。

3 西日本電信電話株式会社における措置

NTT マーケティングアクト福岡 104 センタは、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。

なお、当該業務は、NTT マーケティングアクト福岡 104 センタで行う。

4 異常現象の通報

- (1) 災害の発生が予想される異常現象を発見した者は、市長、警察官に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官は、直ちに市長に通報する。
- (3) 上記の(1)、(2)によって異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他の関係機関に通報する。
- (4) 市民、防災関係機関等から通報される災害情報は、別に掲げる様式第4により受信する。

第2節 避難の勧告・指示

1 市における措置

(1) 避難のための準備情報・勧告・指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。

また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動を求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。

なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。

(3) 報告（法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(5) 広域一時滞在に係る協議

災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受け入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水による氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

(1) 洪水等のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 市町村長への助言

知事は、市町村長から避難のための立退きの勧告等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

(3) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市長が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の勧告又は指示を行う。

(4) 自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

(5) 他市町村に対する応援指示

県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(6) 広域一時滞在に係る協議等

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。

県は、市町村から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）

4 県警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 法第61条による指示

市長による避難のための立ち退き若しくは屋内での待機等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は屋内での待機等の安全確保措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1)の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



イ (2)の場合（通知及び報告・法第61条第3項及び4項）

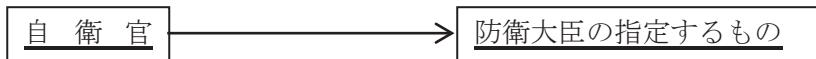


5 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、4(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



6 避難の勧告・指示等の時期

(1) 避難の勧告・指示等は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるよう努める。

(2) 避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。

(3) 避難の勧告・指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らし合わせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

7 勧告及び指示の区分

避難の勧告及び指示は、避難勧告と急を要する場合の避難指示に区分し、次のように定める。

(1) 避難勧告

事前の避難勧告は、災害に関する警報が発せられる過去の災害の発生の例、地形等から判断すれば、区域内に災害発生のおそれがある場合に行うものとし、災害の規模及び状況により、それぞれ危険地域に及ぶものとする。

(2) 避難指示

緊急避難指示は、事前避難のいとまがなく、区域内に災害の発生が確定的となった場合、又は一部に災害による被害が発生した時に居残っている者がいる場合に行うものとし、その危険地域全般に及ぶものとする。

8 避難の措置と周知

避難の勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するととも

に、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 伝達の方法

ア 防災行政無線（屋外拡声子局、防災ラジオ）による伝達

防災行政無線（屋外拡声子局、防災ラジオ）を使用し、一斉に伝達する。

イ 携帯電話による伝達

あんしん安全ねっとや緊急速報メール機能を使用して、登録者や市内滞在者へ一斉に伝達する。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 広報車による伝達

市の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。

エ 個別巡回による伝達

避難を勧告及び指示した時が夜間であり、停電時で風雨が激しいような場合等においては、市役所、消防署、警察署の職員及び消防団員等により、関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して、口頭伝達を行う。また、自主防災組織の協力を得て行う。

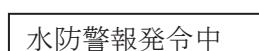
オ 信号による伝達

危険区域の住民に避難のための立退きを指示する場合は、サイレンを利用して、水防法に基づき、県が定める水防用の信号により伝達する。

水防標識と水防信号

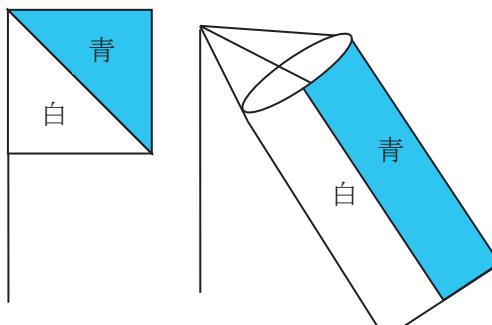
水防標識……水防警報発令の標識は、第1図、第2図の標識を用いるものとし、緊急自動車として使用する車は、優先通行を確保するため第3図の標識を掲げる。

第1図

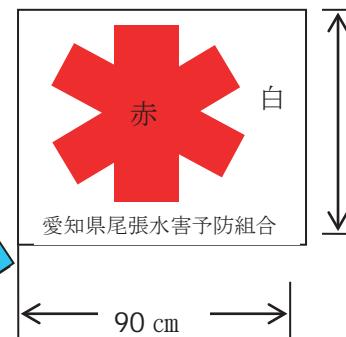


形状・大きさ適宜
青地に白地

第2図



第3図



水防信号

種類	サイレン信号
出動	約5秒 _____
	約6秒 _____
避難	約3秒 _____ 約2秒 _____ _____
備考	信号継続時間は適宜とする。

カ ラジオ、テレビ放送及びインターネットを利用した伝達

ラジオ、テレビの放送局に対して、勧告及び指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

また、市長はインターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。

(2) 伝達の内容

市長等、避難の勧告・指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

ア 避難対象地域

イ 勧告又は指示とその理由

ウ 避難所の名称及び所在地

エ 避難経路（必要のある場合）

オ 注意事項（火災、盗難の予防、携行品、服装等）

カ その他の必要な事項

(3) 関係機関の相互連絡

市、県、県警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

第3節 住民等の避難誘導

1 住民等の避難誘導

(1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。

(4) 移送の方法

避難の移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。なお、被災地が広域で大規模な避難の移送を要し、市において処置できないときは、災害対策本部長は、知事に対し応援を要請するものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4章 災害情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 災害に対する情報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるため、情報の迅速かつ的確な収集、伝達の要領等について定めるものとする。
- 災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定めるものとする。
- 迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被害状況等の収集・伝達	市	<u>1(1)</u> 承知した異常現象の名古屋地方気象台その他関係機関への通報 <u>1(2)</u> 被害状況、災害応急対策等の情報収集及び県等への通報 <u>1(3)</u> 行方不明者の情報収集 <u>1(4)</u> 即報基準に該当する火災、災害の報告 <u>1(5)</u> 災害応急対策完了後 15 日以内の確定報告
	県	<u>2(1)</u> 市町村への職員派遣及び情報収集 <u>2(2)</u> 内閣総理大臣（消防庁経由）への報告及び災害応急対策完了後 20 日以内の確定報告 <u>2(3)</u> 県災害対策本部の設置又は廃止の通知
第2節 通信手段の確保	県、市、防災関係機関	<u>1</u> 通信手段の確保
	県	<u>2(1)</u> 災害対策用指揮車等の使用 <u>2(2)</u> 耐震通信施設の使用 <u>2(3)</u> 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用
第3節 広報	市	<u>1(1)</u> 関係機関との連絡を密にした広報活動 <u>1(2)</u> 相談窓口等の開設 <u>1(3)</u> 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力 <u>1(4)</u> 住民への災害広報

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市の措置

- (1) 市長は、被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するものとする。この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。
- (2) 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（河川上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。
- (3) 市は、火災、災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）（以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で県様式 1 により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

- (4) 確定報告にあっては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。
なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

（5）被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

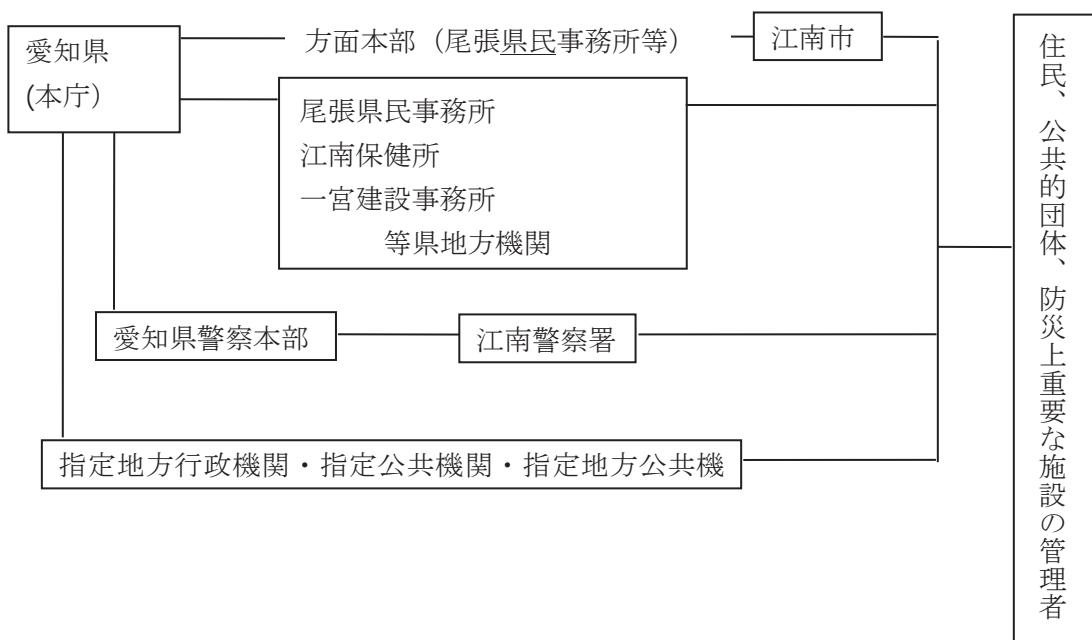
2 県（防災局、関係部局）の措置

- (1) 県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じ市に職員を派遣し、市町村被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。
- (2) 市からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第 53 条による報告、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、応急対策終了後 20 日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。
- (3) 県は、愛知県災害対策本部が設置又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

3 被害状況等の収集、伝達ルート

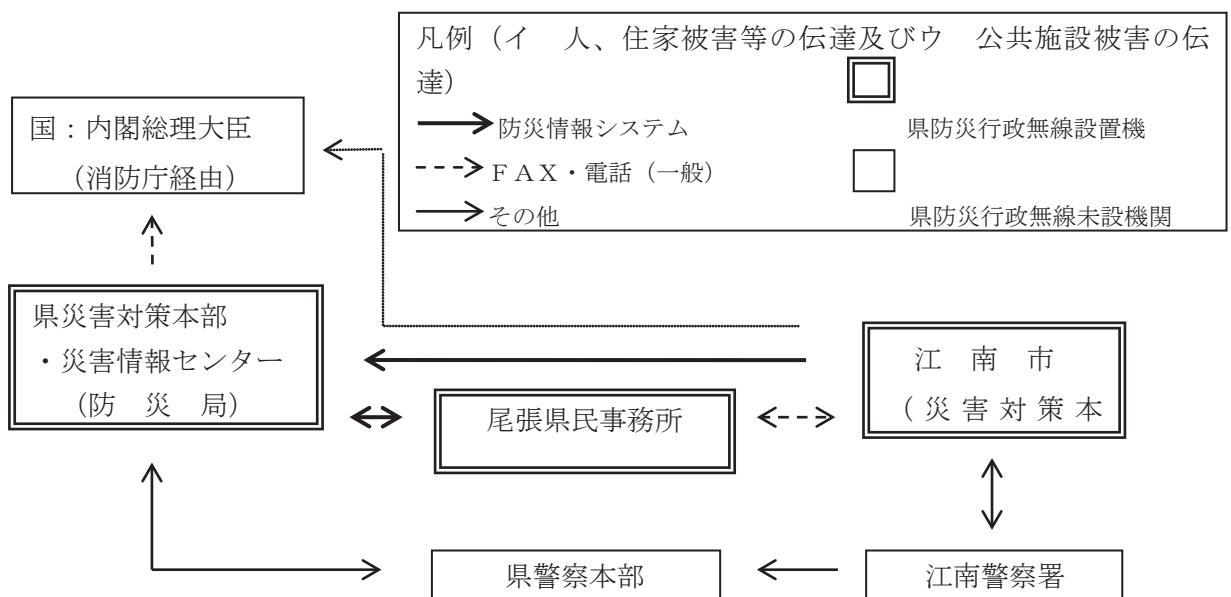
(1) 被害状況等の収集、伝達ルートは次のとおりである。

ア 一般的な伝達



イ 人、住家被害等の伝達

本部が設置された場合で、重大な被害（災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき）が発生したとき又は、被害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるとき。



ウ 公共施設被害の伝達

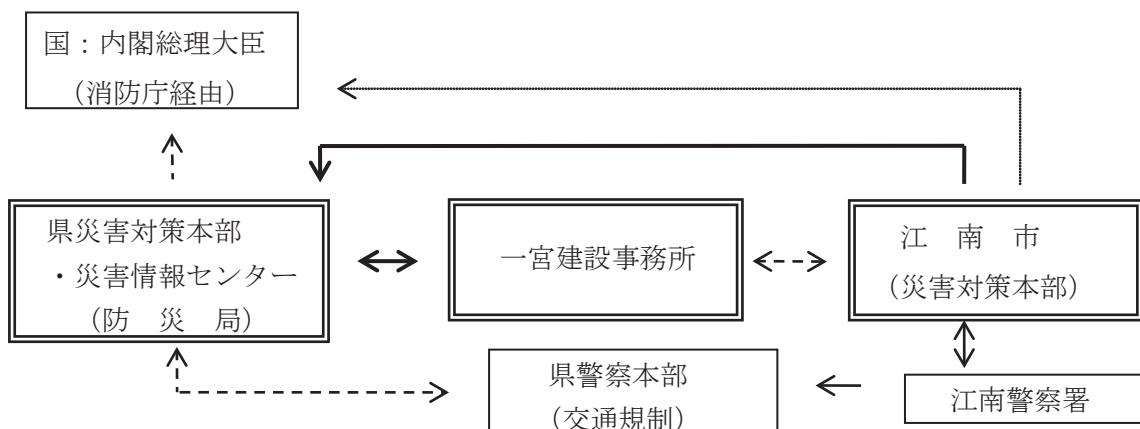
(①) 河川被害

本部が設置された場合で、重大な被害（河川の堤防が決壊又は水があふれた（溢水）とき等。）が発生したとき及び応急復旧したとき。



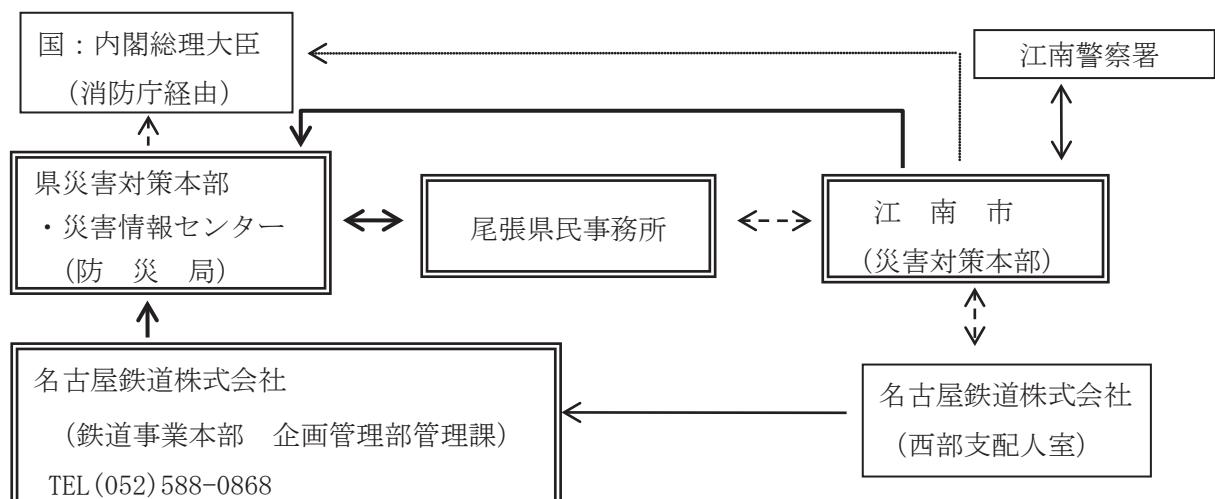
(②) 道路被害

本部が設置された場合で、重大な被害（普通自動車以上の通行規制を生じたとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。



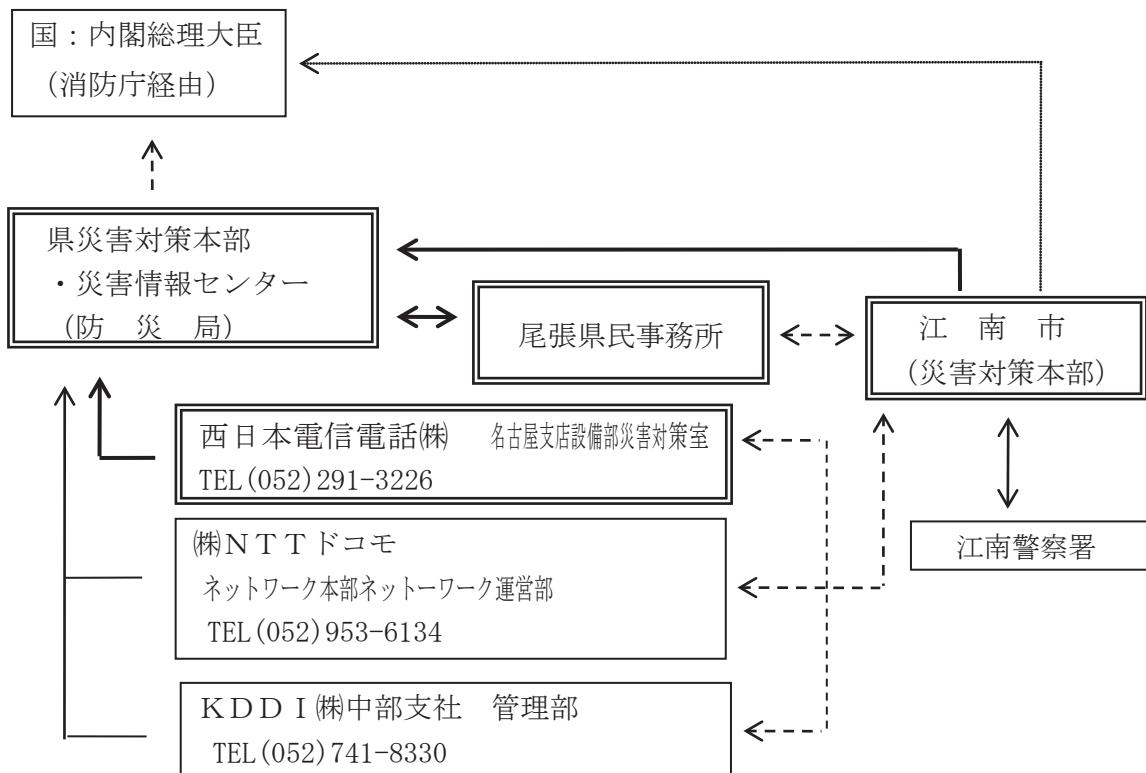
(③) 鉄道施設被害

本部が設置された場合で、重大な被害（不通区間を生じたとき又は通行を停止したとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。



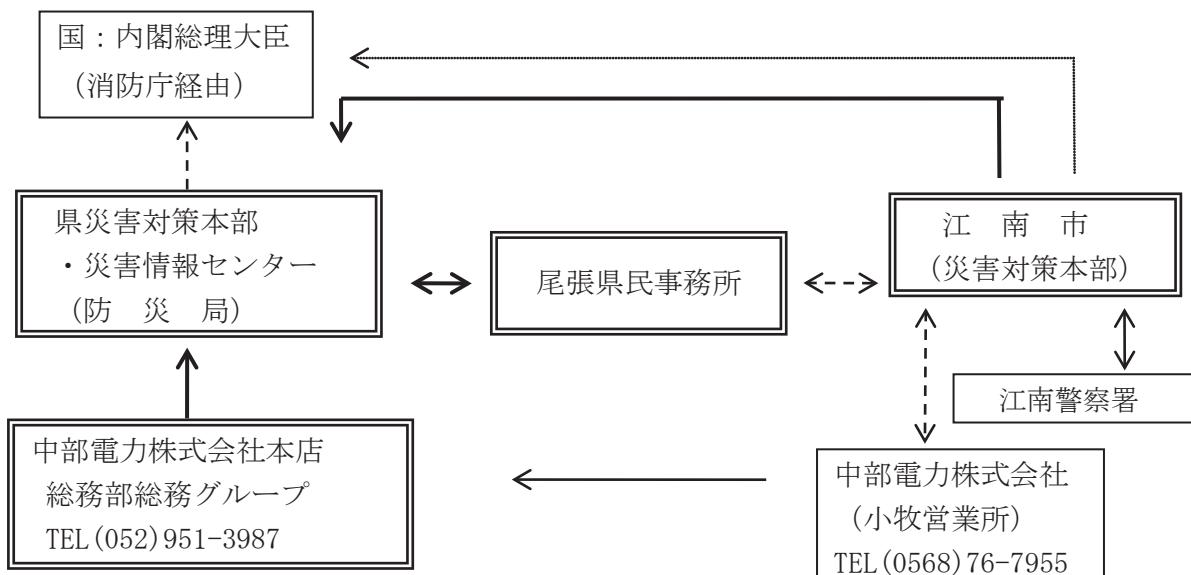
(i) 電信電話施設被害

本部が設置された場合で、重大な被害（通信不通区間が生じたとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。



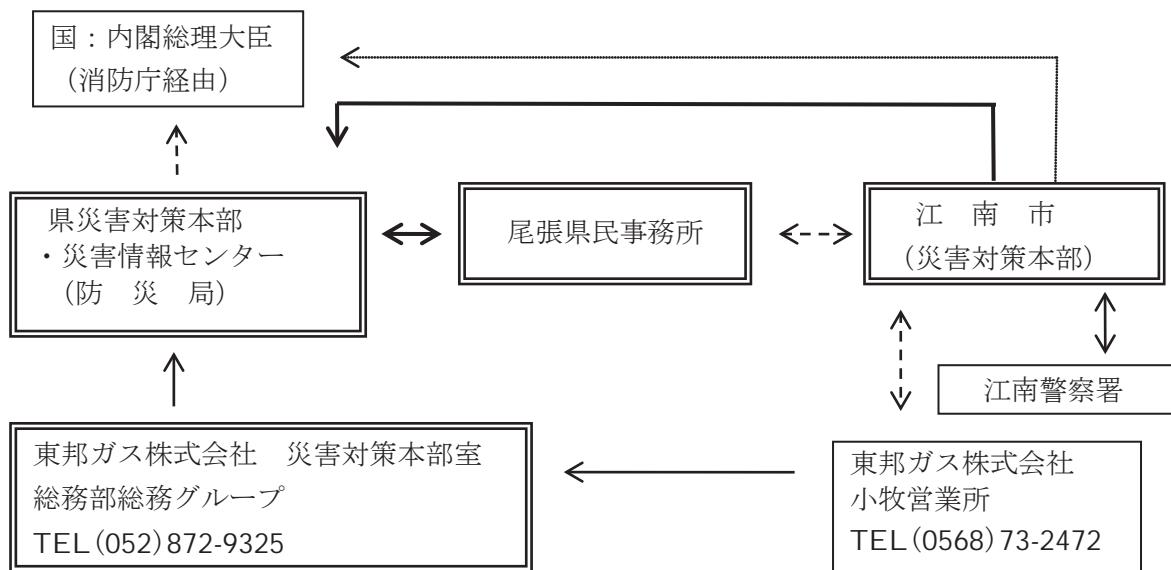
(t) 電力施設被害

本部が設置された場合で、重大な被害（電力の供給を停止したとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。



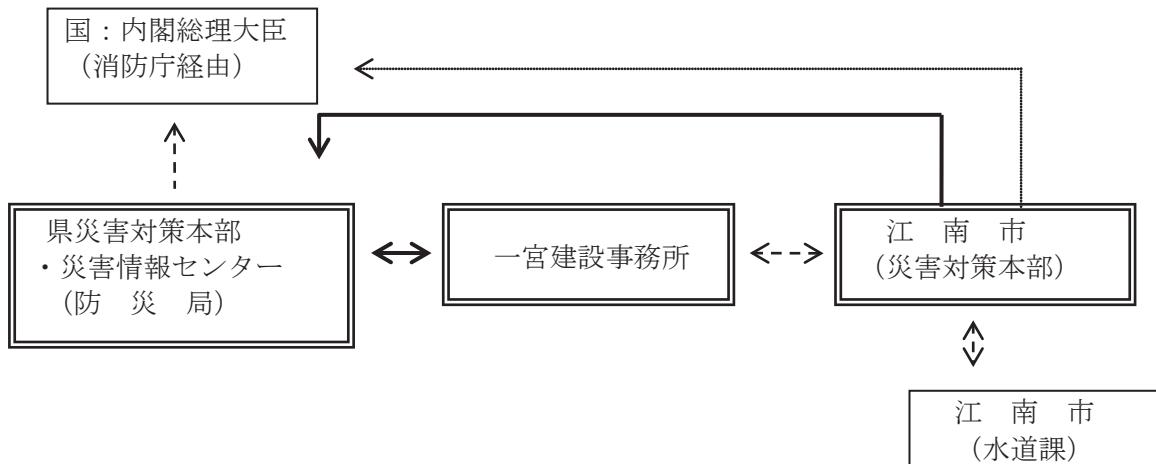
(1) ガス施設被害

本部が設置された場合で、重大な被害（ガス供給を停止したとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。



(2) 水道施設被害

本部が設置されたとき。



- (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。
- (3) 情報の収集伝達については、「本編第3章通信の運用」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上で非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しない

ように設置箇所等に留意する。

- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

4 重要な災害情報の収集伝達

- (1) 市及び各防災機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。
- (2) 市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。
- (3) 市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

5 情報の収集伝達内容

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害にかかる情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

伝達の対象となる被害	伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部設置状況・応急対策状況 (全般)
人的被害等	人的被害 避難状況、救護所開設状況
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害 道路被害 鉄道施設被害 電信電話施設被害 電力施設被害 ガス施設被害 水道施設被害 その他の公共施設被害

※ただし、県等への報告の際は、県様式の番号を確認し、間違いないように留意すること。

(1) 調査の時期

被害状況調査は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときに、被害の発生及びその経過に応じ、逐次収集する。

ア 愛知県災害対策本部が設置されたとき。

- イ 江南市災害対策本部が設置されたとき。
- ウ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- エ 気象業務法に基づく大雨、洪水注意報が発表されたとき。
- オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、調査の必要があると認められるとき。

(2) 調査事項

被害状況の調査は、様式第11から様式第15までに掲げる項目について行うが、主な事項は、次のとおりである。

ア 人的被害に関する事項

- (イ) 死者の数
- (ロ) 行方不明者の数
- (ハ) 重傷者の数
- (ニ) 軽傷者の数

イ 住家の被害に関する事項

- (ア) 全壊（全流失、全埋没、全焼失を含む。）棟数並びにこれに居住していた者的人員及び世帯数
- (イ) 半壊（半流失、半埋没、半焼失を含む。）棟数並びにこれに居住していた者的人員及び世帯数
- (ハ) 一部破損棟数並びにこれに居住している者的人員及び世帯数
- (ニ) 床上浸水棟数並びにこれに居住している者的人員及び世帯数
- (ホ) 床下浸水棟数並びにこれに居住している者的人員及び世帯数

ウ 非住家の被害に関する事項

全壊又は半壊（流失、埋没、焼失を含む。）棟数

エ 田畠の被害に関する事項

- (ア) 田の流失又は埋没面積並びに冠水面積
- (イ) 畑の流失又は埋没面積並びに冠水面積

オ その他の被害に関する事項

- (ア) 道路決壊箇所名、箇所数
- (イ) 橋りょう流失箇所名、箇所数
- (ハ) 堤防決壊箇所名、箇所数
- (ニ) 鉄道不通箇所名、箇所数
- (ホ) 被害船舶数
- (ニ) その他の被害

カ 被災者に関する事項

被災世帯数及び人員

キ 被害額に関する事項

物的被害の概算額

ク 応急措置の状況

(3) 被害判定基準

被害の判定基準は、別表第4に掲げるとおりとする。

(附属資料)

- ・ 第10-1「県及び消防庁への連絡経路」
- ・ 第10-2「県への連絡先」

・第10-3「消防庁への連絡先」

6 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。
また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。
- (2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。
- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。

7 被害状況の照会

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

市における措置

(1) 通信連絡系統の整備

ア 計画方針

災害時の通信情報連絡手段は、原則的には有線通信設備によるものとするが、有線の途絶を考慮し、無線通信手段の活用を図るため、無線通信設備が設置してある施設については、有線通信及び無線通信を併用するものとする。

イ 愛知県防災行政無線

県から発信される災害に関する情報の受信及び通信連絡は、県防災行政無線を利用して行う。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

ウ 衛星通信施設の使用

市は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークの一環である衛星通信施設を活用し、映像を含む情報の受伝達に努める。

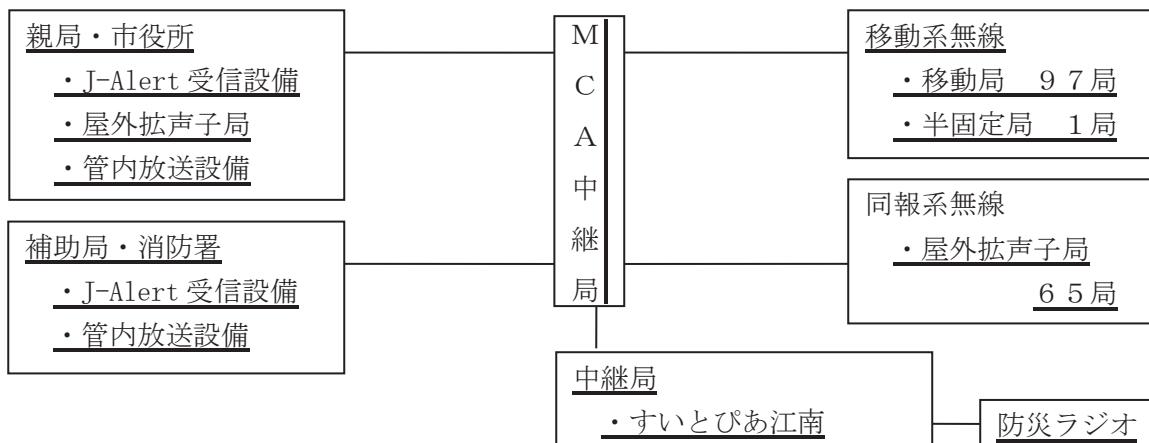
エ 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

オ 江南市防災行政無線

親局・補助局（本部）及び移動系無線（現場）間相互に緊急を要する市内の通信連絡や、同報系無線を利用した一斉放送は、江南市防災行政無線を利用して行う。

江南市防災行政無線通信系統図



(2) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (1) 人命の救助に関するもの。
- (1) 災害の予報警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- (1) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- (1) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (1) 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間の発受するものを含む。）
- (1) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (1) 電力設備の修理復旧に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員の無線局を選定することが望ましい。

エ 利用者の心得

非常通信を利用する場合は、依頼者は被依頼者側において、その通信の取扱が便宜であるよう次の事項を守るよう心がけなければならない。

- (1) 依頼する通報の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成に当たってはできる限り次の要領によるものとする。

- a 電報形式又は文書形式とすること。

- (イ) 通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないから、利用者はあらかじめ通報の宛先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。
- (ウ) 非常通信はなるべく無料として取り扱うようになっているが、通信系路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱いに関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるから、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。

(3) 電話及び電報の優先利用

ア 一般電話及び電報

(イ) 災害時優先電話の登録

市及び各防災関係機関は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社名古屋支店に「災害時優先電話」として登録する。なお、「災害時優先電話」の登録に当たっては、西日本電信電話株式会社名古屋支店において、登録機関名及び登録回線数を限定しているため、相談が必要である。

(ウ) 非常扱いの電報

天災事変その他非常事態が発生し、又は発生する恐れがあると認められた場合非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(エ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取扱われる。

イ 携帯電話の活用

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

(4) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

(5) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、渓谷および予警報等の放送を依頼（市長は知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあっては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

（附属資料）

・第10-5「災害時優先電話一覧表」

第3節 広報

1 市の措置

- (1) 市は広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡ができる限り密にして行うものとする。

- (2) 市は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。
- (3) 市は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (4) 市は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ 防災行政無線（屋外拡声子局、防災ラジオ）
 - ウ インターネットホームページ掲載
 - エ 携帯電話（あんしん・安全ねっと、緊急速報メール）による情報提供
 - オ 広報紙等の配布
 - カ 広報車の巡回
 - キ 掲示板への貼紙
 - ク その他広報手段

2 広報内容

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 地域住民のとるべき措置
 - ウ 避難に関する情報（避難場所、避難勧告、指示等）
 - エ 医療・救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
 - エ 公共土木施設等の状況
 - オ ボランティアに関する状況
 - カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - キ 被災者相談窓口の開設状況
 - ク その他必要事項

3 広報活動の実施方法

- (1) 報道機関への発表
 - ア 災害対策の重要事項
 - 特に避難情報等については、災害情報共有システム（ニアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

- イ 収集された情報の提供
 - ウ 報道機関自体の取材及び放送等の依頼に対しての協力
- (2) 広報車、航空機等
- 他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。
- (3) 多様な情報手段の活用
- 臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。

4 記録写真等の作成

被災地の状況を写真等に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

第5章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときの自衛隊の災害派遣要請等の手続き及び各事項について整備する。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 応援協力	市	1(1) 知事に対する応援要求等 1(2) 他の市町村長に対する応援要求
	県	2 市に対する応援
第2節 救援隊等による協力	市	1 愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助及び緊急消防援助隊の要請
	県	2 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の応援要請
第3節 自衛隊の災害派遣	市	1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼
	災害派遣要請者 (県)	2 自衛隊の派遣要請
第4節 ボランティアの受入	市	1 災害ボランティアセンターの設置
第5節 防災活動拠点の確保	市	1 防災活動拠点の確保

第1節 応援協力

1 市における措置

- (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、江南市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所

- エ 応援を必要とする期間
オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、江南市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

2 県（防災局）における措置

- (1) 知事は、市から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。
- (2) 知事は、市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。
- (3) 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

4 経費の負担

国から当市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から当市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

（附属資料）

- ・ 第14-2「大規模災害時の相互応援に関する協定」
- ・ 第14-3「災害時における相互応援に関する協定（尾張北部広域行政圏）」
- ・ 第14-4「災害時における相互応援に関する協定実施細則（尾張北部広域行政圏）」

第2節 救援隊等による協力

1 市における措置（緊急消防援助隊等）

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (3) 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

2 県（防災局）における措置（緊急消防援助隊等）

県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。

3 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

（附属資料）

- ・ 第14-2「大規模災害時の相互応援に関する協定」
- ・ 第14-3「災害時における相互応援に関する協定（尾張北部広域行政圏）」
- ・ 第14-4「災害時における相互応援に関する協定実施細則（尾張北部広域行政圏）」
- ・ 第14-5「愛知県内広域消防相互応援協定」

第3節 自衛隊の災害派遣

1 市における措置

(1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

(2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

2 災害派遣要請者（県（防災局））における措置

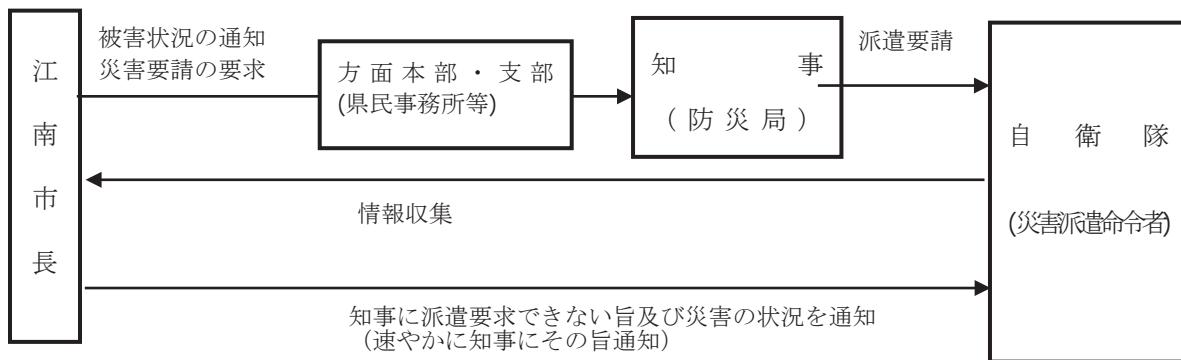
(1) 災害派遣要請者は、市長の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続をとる。

(2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(3) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。

(4) 災害派遣要請者は、市長の自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

3 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部(県民事務所等)へも連絡すること。

(附属資料)

- ・第10-2「県への連絡先」
- ・第10-4「災害派遣要請を受けることができる者及び担任地域・連絡先」

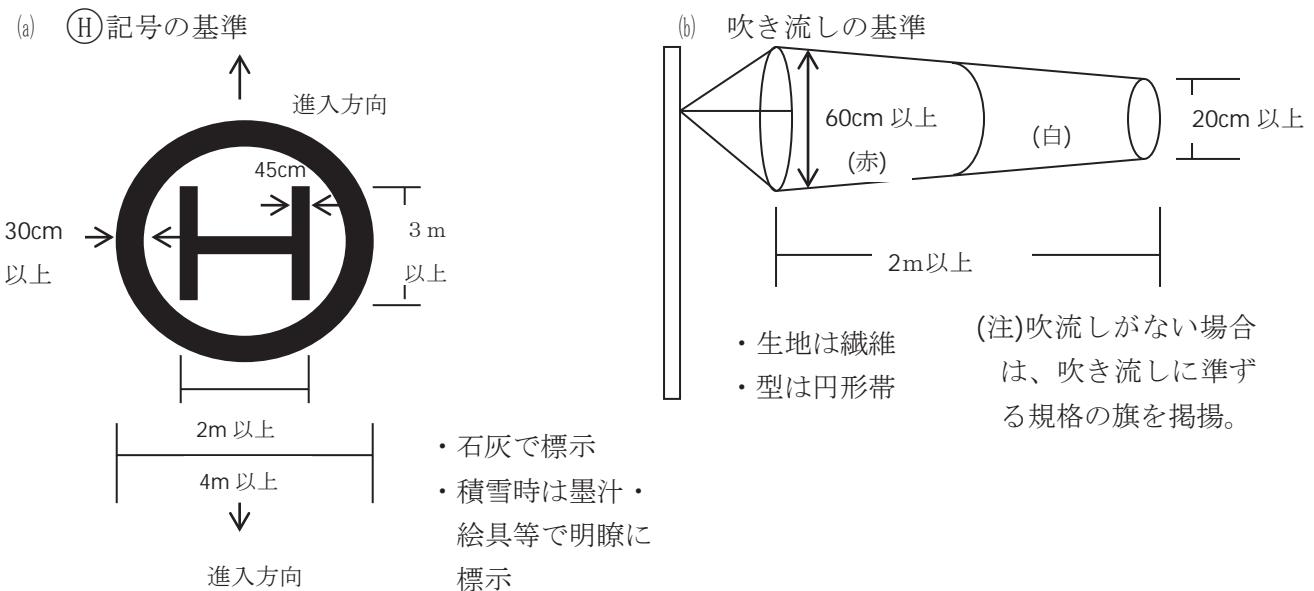
4 災害派遣部隊の受け入れ

- (1) 市長は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、次の点に留意して、派遣部隊の活動が充分に達成されるように努めなければならない。
- ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
 - オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。
 - (i) 事前の準備
 - a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
 - b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
 - d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(附属資料)

- ・第6-2「ヘリポート可能場所等」

- (i) 受入時の準備
 - a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 - c 砂塵の舞い上がるときは散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
 - d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
 - e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 - f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。
- (2) 災害派遣要請者は、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記を基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
 - エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

1 市における措置

- (1) 市は、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (2) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を

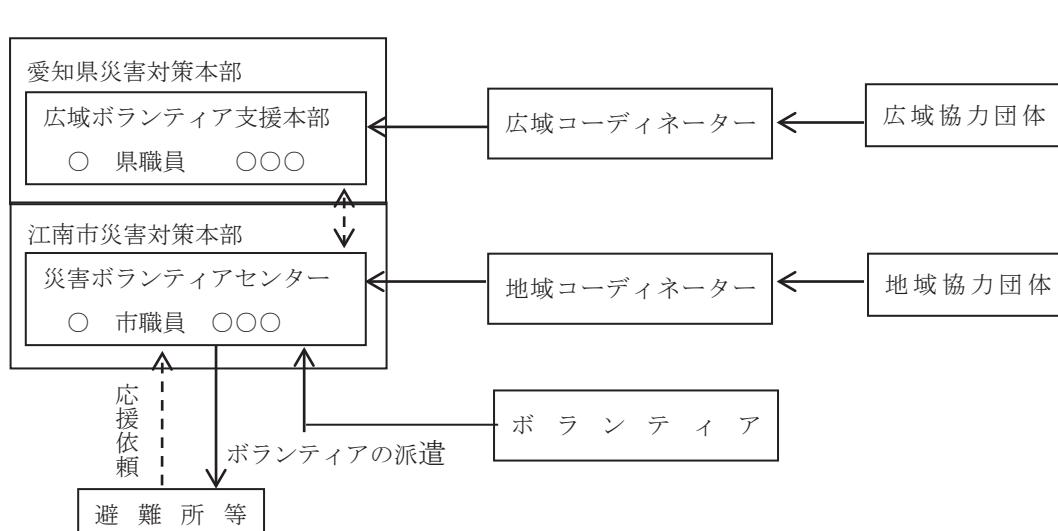
行うなどの支援を行うものとする。

2 コーディネーターの役割

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受け付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。
 - ア 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせんなどの情報を提供する。
 - イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
 - ウ 協力団体やボランティア関係団体と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。
 - エ ボランティア関係団体と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。
 - オ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

3 協力が予想されるボランティア団体等

- (1) ボランティア団体等は、概ね次の団体等が予想される。
 - ア 日本赤十字社愛知県支部江南市地区赤十字奉仕団
 - イ 江南青年会議所
 - ウ 高等学校、大学等
 - エ 愛知県防災ボランティアグループ
 - オ その他各種団体
- (2) ボランティアの受け入れの流れ



(3) その他

ボランティア団体等の協力計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- ・防災ボランティア団体等受入記録簿

様式第 66

- ・その他の参考事項

(附属資料)

- ・第 13 - 9 「愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱」

第5節 防災活動拠点の確保

1 市における措置

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 市は県内市町村への、応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

2 防災活動拠点の確保

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

(附属資料)

- ・第 6 - 1 「江南市防災活動拠点」

第6章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を設置し、防災ヘリコプターを活用する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 救出・救助活動	市	1(1) 救出活動 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) 広域的な消防部隊の応援要請 1(4) 派遣された緊急消防援助隊の指揮
第2節 <u>航空機</u> の活用	市	1(1) 防災ヘリコプターの応援要請 1(2) 緊急時応援要請連絡先
	県	2(1) 防災ヘリコプターの出動 2(2) 航空機の運用調整

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

- (1) 市は、県警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

（附属資料）

・ 第14-5 「愛知県内広域消防相互応援協定」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

（附属資料）

・ 第13-10 「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

3 その他

救出・救助計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------|--------|
| ・被災者救出状況記録簿 | 様式第 24 |
| ・被災者救出用機械器具、燃料受払簿 | 様式第 25 |
| ・被災者救出用機械器具修繕簿 | 様式第 26 |

第2節 航空機の活用

1 愛知県防災ヘリコプターの活用

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次の通りとする。

(1) 市における措置

市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出するものとする。

- ア 災害の種別
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- カ 応援に要する資機材の品目及び数
- キ その他必要な事項

この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

また、緊急時応援要請の連絡先は以下のとおりである。

○防災局消防保安課防災航空グループ 電話 (0568)29-3121
FAX (0568)29-3123

(2) 県（防災局）における措置

ア 活動内容

防災航空隊は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。

- (ア) 被害状況調査等の情報収集活動
- (イ) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (ウ) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (エ) 火災防御活動
- (オ) 救急救助活動
- (カ) 臓器等搬送活動
- (キ) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

イ 地震発生等による出動

知事は、県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

ウ 市の要請による出動

知事は、市町村長から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。

- (ア) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき
- (イ) 要請のあった市の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- (ウ) その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

エ 他の防災航空隊との連携

防災航空隊は、名古屋市消防航空隊及び近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

- (ア) 本県の防災ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき
- (イ) 災害の規模が大きく、消防・防災ヘリコプターの応援が必要なとき

2 航空機の運用調整

県は、県災害対策本部において、必要に応じて、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等とともに、これらの機関が保有する航空機の運用に係る調整を行う。

消防、警察、海上保安庁、自衛隊等航空機を保有する機関は県災害対策本部で行われる運用調整に参加し、協力するよう努める。

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、尾北医師会、地区歯科医師会、尾北薬剤師会、災害拠点病院、市等の協力のもと、地域の医療体制確保に体制の確立に努めるものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	市	1(1) 地域災害医療対策会議への参画 1(2) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(3) 地域災害医療対策会議への参画
	県	2(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 2(2) 災害医療調整本部における医療情報収集 <u>2(3) 市、医療機関との情報共有</u> <u>2(4) 他市町村への応援指示</u> <u>2(5) D P A T調整本部の設置</u> <u>2(6) D P A Tの派遣</u> <u>2(7) D P A Tの派遣要請</u>
	地元医師会、災害拠点病院	3(1) 地域災害医療対策会議への参画 3(2) 臨機応急な医療活動 3(3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送
第2節 防疫・保健衛生	市、県	防疫・保健衛生活動の実施

第1節 医療救護

1 市における措置

- (1) 市は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 医療救護班により医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて尾北医師会、地区歯科医師会、尾北薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるものとする。
- (3) 市は、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告とともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

2 県（健康福祉部）における措置

(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置

県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。

(2) 災害医療調整本部における医療情報収集

保健所長は、管轄地内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有する。

(3) 市、医療機関との情報共有

県は、地域災害医療対策会議において、2次医療圏内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。

(4) 他市町村への応援指示

県は、市の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(5) D P A T（災害派遣精神医療チーム）調整本部の設置

県は災害医療調整本部の下にD P A T調整本部を設置する。

(6) D P A Tの派遣

県は必要があると認めるときは、D P A T先遣隊を派遣する。

(7) D P A Tの派遣要請

ア 県は必要があると認めるときは、県精神科病院協会関係機関に対して、D P A Tの編成・派遣等を依頼する。

イ 県は必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してD P A Tの派遣要請を行う。

ウ 県はD P A Tの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。

3 尾北医師会、災害拠点病院における措置

(1) 尾北医師会、災害拠点病院は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図る。尾北医師会、災害拠点病院は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図る。

(2) 初期においては、尾北医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。

(3) 災害拠点病院は、尾北医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。

（附属資料）

・ 第9-1「災害拠点病院」

4 医療救護班及びD P A Tの編成・派遣等

(1) 医療救護班

ア 医療救護班は、おおむね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等（薬剤師等を含む。）1～2名とする。

イ 尾北医師会、日赤、災害拠点病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、国、県はじめ、日本赤十字社、県医師会、県病院組合等の協力を得て医療救護活動を実施する。

ウ 医療救護班において応急手当後、医療機関への診察を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。

エ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難民及び周辺住民の医療の確保を図る。

(2) D P A T

ア D P A Tは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等 3～5名による編成とする。

イ D P A Tは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て活動を行う。

(附属資料)

- ・ 第14-6「災害時の医療救護に関する協定書（尾北医師会）」
- ・ 第14-7「災害時の医療救護に関する協定書実施細目（尾北医師会）」
- ・ 第14-8「覚書（尾北医師会）」
- ・ 第14-9「災害時の医療救護に関する協定書（尾北薬剤師会）」
- ・ 第14-10「災害時の医療救護に関する協定書実施細目（尾北薬剤師会）」
- ・ 第14-11「覚書（尾北薬剤師会）」
- ・ 第14-12「災害時の医療救護に関する協定書（尾北歯科医師会）」
- ・ 第14-13「災害時の医療救護に関する協定書実施細目（尾北歯科医師会）」
- ・ 第14-14「覚書（尾北歯科医師会）」

5 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関による。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び広域搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：S C U）へ搬送する場合は、ドクターへリ等を活用する。
- (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターへリを活用する。

6 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議に調達の要請をする。
- (2) 尾北薬剤師会は、市の要請に基づき医薬品等集積所における医薬品等の保管・管理及び支援薬剤師の派遣に協力する。

(附属資料)

- ・ 第14-9「災害時の医療救護に関する協定書（尾北薬剤師会）」
- ・ 第14-10「災害時の医療救護に関する協定書実施細目（尾北薬剤師会）」
- ・ 第14-11「覚書（尾北薬剤師会）」
- ・ 第14-15「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書（スギ薬局）」
- ・ 第14-16「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書（スギヤマ薬品古知野店）」

7 血液製剤の確保

- (1) 保存血液等については、県等に調達を要請する。
- (2) 通常の輸送体制がとれない場合は、県等に要請し、ヘリコプター等による空輸を行う。

8 医薬品等の適正使用に関する活動

尾北薬剤師会は、市と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

9 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 医療・助産（医療救護）計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

・物資受払簿	様式第 33
・物資給与及び受領簿	様式第 34
・診察記録（医療救護班）	様式第 35
・医薬品衛生材料使用簿（医療救護班）	様式第 36
・医療救護班の編成及び活動記録	様式第 37
・医薬品、衛生材料受払簿	様式第 38
・病院診療所医療実施状況	様式第 39
・医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類	
・助産台帳	様式第 40
・助産関係支出証拠書類	

（附属資料）

- ・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

第2節 防疫・保健衛生

1 市における措置

(1) 防疫組織

市は、県に準じて、江南市災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

(2) 防疫活動

ア 清潔及び消毒方法

- (1) 市は、道路、側溝、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。
- (2) 市は、被災の直後に住民自治組織等の協力を得て、家屋、その他の消毒を実施する。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

- (1) 市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。
- (2) 知事の命令に基づき、知事の定めた地域で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第15条に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による生活の用に供される水の供給は、本編第11章「水・食品・生活必需品等の供給」に準じて実施する。

(3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施

する。

2 県（健康福祉部）における措置

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

被災地を管轄する保健所に防疫班を派遣し、浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急性に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び2項に基づく健康診断を順次実施する。

(2) 防疫措置

ア 生活環境に対する措置

県は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに市に対し行うほか、必要に応じこれを実施する。

- (i) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- (ii) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除
- (iii) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

イ 患者等に対する措置

- (i) 県は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。
- (ii) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

(3) 器具機材の整備

ア 県及び市の防疫用器具機材の保有状況を把握し、市からの借上要請に対応する。

イ 市からの薬剤購入あっせん要請に応じて、薬剤の調達に努める。

ウ 必要に応じて、県内の非り災市町村や近隣県市を始めとする他の都道府県等から、器具機材及び薬剤を調達する。

(4) 予防教育及び広報活動

県は、市、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(5) 応援体制

江南保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、健康福祉部に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。

（附属資料）

・ 第9-2「防疫用資機材の備蓄」

3 健康管理

- (1) 市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。
- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。

4 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはP T S D・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

5 避難所の生活衛生管理

市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

6 動物の保護

市は、被災動物を発見した場合、保護及び収容について、県に要請する。

7 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

(3) 県は、市の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。

(4) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(5) 市は保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A Tの派遣要請を行う。

(6) 県は、市からの求めに応じ、または、必要と認めるときはD P A Tを派遣する。

(7) 県は、D P A Tの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、D P A Tの派遣を要請するものとする。

第8章 地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策

■ 基本方針

- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動搖等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。
- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 地域安全対策	市 県警察	1 県警察の実施する地域安全活動に対する協力 2(1) 社会秩序の維持対策 2(2) 広報、相談活動
第2節 <u>道路交通規制等</u>	県警察 自衛官、消防吏員	1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除処置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供 2 警察官がその場にいない場合の交通規制等の実施
第3節 緊急輸送道路の確保	市	1(1) 道路被害情報の収集 1(2) 緊急輸送道路の機能確保 1(3) 情報の提供
第4節 緊急輸送手段の確保	市	1(1) 人員・物資等の輸送手段確保 1(2) 他市町村・県への調達あっせん要請

第1節 地域安全対策

1 市における措置

江南市は、広報活動、地域巡回、情報収集、市民への情報提供及び地域の自治会等との連携を密にする等、防犯活動の実施に努める。

また、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

2 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。
- イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- エ 災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談所を開設し、行方不明者、迷い子等の各種相談活動を推進する。

第2節 道路交通規制等

1 県警察における措置

(1) 緊急交通路の確保

- ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
- イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
- ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none">・緊急自動車・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none">・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの・上記のほか、民間事業者等

(3) 交通規制の実施

分類	態様
初動対応	<p>交通情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none">・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集中に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察

		署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・ 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（災害発生直後）		・ 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・ 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配意する。
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）		第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は緊急通行車両以外の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確

認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 消防吏員及び自衛官における措置

派遣を命じられた消防吏員及び自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により災害時における交通規制等の措置を行うことができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所
イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両ができるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようとする。

(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第3節 緊急輸送道路の確保

1 市における措置

(1) 道路被害情報の収集

巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。

(2) 緊急輸送道路の機能確保

管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

なお、放置車両や立ち往生車両が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動の命令を行うものと

する。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に對して情報提供を行う。

(附屬資料)

- ・ 第6-3 「緊急輸送道路」

第4節 緊急輸送手段の確保

1 市における措置

- (1) 市は、人員・物資等の輸送手段として、次のもののうち最も適切な方法による。
 - 自動車による輸送
 - 飛行機及びヘリコプターによる輸送
 - 人力による輸送
- (2) 輸送力の確保
 - 確保及び借上げの準備
 - 市所有の車両
 - 公共的団体の車両
 - 営業用の車両
 - 自家用の車両
- (3) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県等に調達あっせんを要請する。
 - 輸送区間及び借上げ期間
 - 輸送人員又は輸送量
 - 車両等の種類及び台数
 - 集結場所及び日時
 - その他必要事項

(附屬資料)

- ・ 第6-4 「防災用資機材（江南市現有自動車一覧表）」

2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材

3 記録等

緊急輸送における整理すべき記録簿は、次のとおりとする。

- ・輸送記録簿 様式第60
- ・燃料及び消耗品受払簿 様式第61
- ・輸送車両修繕簿 様式第62

4 緊急通行車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両にあっては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、江南警察署へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の緊急通行車両であることの確認については、本章第2節5に定めるところによる。

(附属資料)

- ・ 第10-6 「(社) 愛知県トラック協会尾西支部会員名簿」

第9章 水害防除対策

■ 基本方針

- 災害による農業関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜に対する措置を実施する。
- 洪水による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 水防	水防管理者、 市、土地改良区	(水防活動) 1(1) 水防活動 (たん水排除) 2 たん水排除の実施
第2節 防災営農	市、土地改良区	(農地及び農業用施設に対する応急措置) 1(1) 農地 1(2) 排水機 1(3) 用排水路
	市、農業協同組合	(農作物に対する応急措置) 2 災害対策技術・防除の指導
	市、畜産関係団体	(家畜に対する応急措置) 3 家畜の管理指導

第1節 水防

(水防活動)

1 水防管理者における措置

(1) 水防計画

実施にあつては、愛知県尾張水害予防組合の水防計画に準じて行うものとする。

(2) 水防活動

ア 水防団等の出動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態にいたつたとき、愛知県尾張水害予防組合の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害か所その他特に重要なか所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び県に連絡する。

河川管理者（国土交通大臣、知事）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

ウ 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要なのが河川の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

エ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(たん水排除)

2 市及び土地改良区における措置

市又は土地改良区は、河川の決壊等によりたん水した場合は、第2節「防災営農」の1(1)によるたん水排除を実施するほか、市は、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

3 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、水防管理者が「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する市町村長であるときは、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、相互応援を行うものとする。

イ 水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、県警察に対して出動を要請する。

ウ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(2) たん水排除

第2節「防災営農」の4(1)を参照のこと。

(附属資料)

- ・ 第3-1 「重要水防箇所」
- ・ 第3-2 「水防施設、設備」

第2節 防災営農

(農地及び農業用施設に対する応急措置)

1 市及び土地改良区における措置

(1) 農地

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防応急復旧工事により、湛水排除を図る。

なお、ポンプ排水又は堤防応急復旧を行うに当たっては、河川管理者等と事前協議を行う。

(2) 排水機

市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

(3) 用排水路

市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは、応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

(農作物に対する応急措置)

2 市及び農業協同組合における措置

災害対策技術・防除の指導においては、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し技術指導を行う。病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、具体的な防除の実施を指示指導する。

(家畜に対する応急措置)

3 市における措置

家畜の管理指導について市は、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について、地域の実情に応じた指導を行うとともに、飼料を確保する。

(農業用施設に対する応急措置)

4 応援協力関係

- (1) 市及び土地改良区は、湛水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ移動用排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。また、市及び土地改良区は単独で排水作業を行うことが困難な場合には県へ応援を要求する。
- (2) 市及び土地改良区は、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要請する。
- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の開設・運営	市	1(1) 避難所の開設・運営 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求
	県	2 他市町村に対する応援指示
第2節 要配慮者支援対策	市	1(1) <u>避難行動要支援者の安否確認・避難誘導</u> 1(2) 避難行動要支援者の避難支援 1(3) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1(4) 福祉避難所の設置等 1(5) 福祉サービスの継続支援 1(6) 外国人への情報の提供と収集 2(1) 県に対する広域的な応援要請
第3節 帰宅困難者対策	県、市 <u>事業者、学校等</u>	1(1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1(2)(3) <u>帰宅困難者に対する情報提供</u> 1(4) 救助対策、避難所等対策の実施(市) 2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した移住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

2 県（防災局）における措置

県は、市の実施する避難所の開設につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

3 避難所等の選定

避難所等の選定は、避難者を収容するに足りる安全なもので、かつ、便利なところにある建物の中からあらかじめ定めておくものとする。なお、人口の動態、施設の変更等について毎年調査し、これを更新する。

(1) 避難所等の基準

避難所等は、別に定める基準によるものとする。

(2) 関係者の承認

避難場所の選定に当たっては、保健所、警察等の関係機関と密接な連絡を図り、あらかじめ所有者、管理者又は関係者の承諾を得るものとする。

（附属資料）

- ・ 第8-1「江南市避難場所選定基準」
- ・ 第8-2「江南市避難所及び収容人員一覧表等」

4 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県や市が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防

止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱

避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。

(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、県の「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(附属資料)

- ・ 第8-3 「江南市広域避難場所一覧表」
- ・ 第8-4 「江南市避難地一覧表」
- ・ 第8-5 「避難所におけるペットの飼育ルール広報文」

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

- ・ 第13-10 「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

6 その他

- 避難計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。
- | | |
|------------------------|--------|
| ・避難者名簿 | 様式第 16 |
| ・避難所収容台帳 | 様式第 17 |
| ・避難所用物品受払簿 | 様式第 18 |
| ・避難所設置及び収容状況 | 様式第 19 |
| ・避難命令（勧告）記録簿 | 様式第 20 |
| ・避難所設置に要した支払及び物品受払証拠書類 | |
| ・被災状況調査票 | 様式第 21 |
| ・仮被災証明書 | 様式第 22 |
| ・被災証明書 | 様式第 23 |
| ・避難所ペット登録台帳 | 様式第 75 |

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(2) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(3) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(4) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用

ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣（ボランティアセンターを通じて依頼）

2 応援協力関係

(1) 市は、保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(2) 応援の要請を受けた県は、広域調整等によりこれを支援する。

第3節 帰宅困難者対策

1 県（防災局）及び市における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等

県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を図る。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

県及び市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

- 被災市民等に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 給水	市	<ul style="list-style-type: none">1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給1 (2) 断水が生じた場合の措置1 (3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮 応急給水2 応急給水3 飲料水の確保
第2節 食品の供給	市	<ul style="list-style-type: none">1 (1) 炊出し等による食品給与の実施1 (2) 関係業界との協定にもとづき、食品を確保及び調達1 (3) 他市町村又は県への応援要求
第3節 生活必需物資の供給	市	<ul style="list-style-type: none">1 (1) 生活必需物資の備蓄1 (2) 生活必需品の供給1 (3) 関係業界との協定にもとづき、生活必需物資を確保及び調達1 (4) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 給水

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行いうよう配慮する。

2 応急給水

- (1) 市長は、実施主体として、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (2) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

3 飲料水の確保

災害により飲料水を確保することができない者に対して、最小限度必要な量（1人1日当たり3㍑程度）の飲料水を次の方法で供給する。

- (1) 取水する水源は、被害を受けなかった水道水源とする。
- (2) 飲料水は、給水時の遊離残留塩素を0.1mg/㍑（結合残留塩素の場合は、0.4mg/㍑）以上保持するように塩素消毒をして供給する。
- (3) 飲料水の搬送には、給水車（給水車に代用できる消防用タンク車等を含む。）又はポリエチレン容器等の搬送用容器を積み込んだ自動車等を使用する。
- (4) 関係業界との協定にもとづき飲料水を確保及び調達するものとする。
- (5) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

(附属資料)

- ・第14-17「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書(覚書)」
- ・第14-18「水道災害応援に関する覚書」

4 飲料水の水質基準

供給する飲料水の水質は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める基準による。なお、同令の基本となる内容は、次のとおりである。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

5 応援体制

- (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

(附属資料)

- ・第14-19「水道災害相互応援に関する覚書」

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

- ・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

7 その他

飲料水の供給計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- ・飲料水供給記録簿 様式第30
- ・給水用機械器具燃料及び浄水用薬品、資材受払簿 様式第31
- ・給水用機械器具修繕簿 様式第32
- ・飲料水供給のための支払証拠書類

第2節 食品の供給

1 市における措置

災害により、食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ又は支障を生ずるおそれのある場合は、これらを保護するために、米穀の応急供給として炊き出しをする必要があるのでその方法について定めるものとする。

(1) 炊き出しその他のによる食品の給与

ア 対象者

- (i) 避難場所に収容された者。
- (ii) 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等のため、炊事ができない者
- (iii) 旅行者、帰宅困難者、一般家庭への来訪者、一時縁故先等へ避難する被災者等であつて、食糧品を喪失し持ち合わせのない者
- (iv) 供給機関が被災し、供給機関から購入できない者

イ 給与の内容

- (i) 応急的にアルファ化米等をもって行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。また、供給数量は、一人一食精米200グラム（供給基準数量）とする。
また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を提供する。
- (ii) 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。
- (iii) 炊き出し用米穀は必要に応じ、米穀届出事業者等から確保するものとするが、確保が困難な場合にあっては、知事に申請して売却決定通知をうけ実施する。

(2) 関係業界との協定にもとづき、食品を確保及び調達するものとする。

(3) 給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

(附属資料)

- ・第14-17「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書(覚書)」

2 主食等の備蓄

- (1) アルファ化米等食料備蓄が進められつつあるが、今後も実情に即しつつ、一層拡充強化に努める必要がある。
- (2) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において3日分以上（可能な限り1週間分程度）の食料を備蓄しておくとともに、市においても食料を備蓄しておくことが必要である。

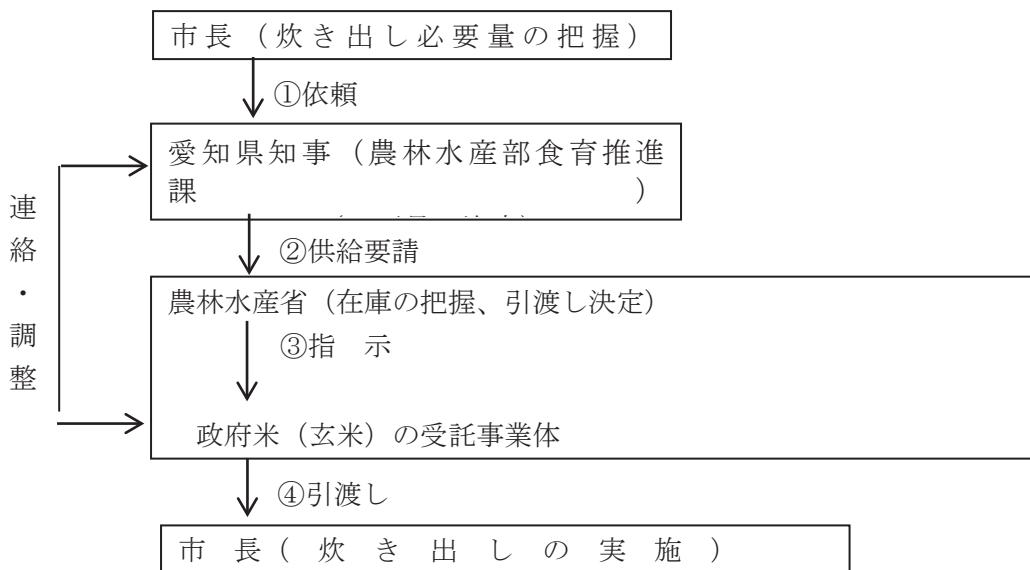
(附属資料)

- ・第7-1「備蓄資機材一覧表」

3 米穀の原料調達

- (1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。
- (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」により調達を図る。
- (3) 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省(生産局)に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。
- (4) 市は活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電による県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図



(附属資料)

- ・ 第10-7「東海農政局食糧部」
- ・ 第13-11「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」
- ・ 第13-12「愛知県応急用米穀取扱要領」
- ・ 第14-20「災害支援協力に関する協定書」

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

- ・ 第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

5 その他

食品の供給計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- | | |
|----------------------------------|--------|
| ・炊き出し給与簿 | 様式第 27 |
| ・炊き出しその他による食品給与物品受払簿 | 様式第 28 |
| ・炊き出し用物品借用簿 | 様式第 29 |
| ・炊き出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類 | |
| ・炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類 | |

第3節 生活必需物資の供給

1 市における措置

災害により、日常生活に欠くことのできない被服・寝具・その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）をそう失又は損傷し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与する必要があるため、その方法について定めるものとする。

- (1) 市は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。
なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。
- (2) 市は、自ら生活必需品の供給を行うこととする。
- (3) 市は、災害時において関係業界との協定にもとづき、生活必需物資を確保及び調達するものとする。
- (4) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

（附属資料）

- ・第14-17「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書（覚書）」

2 給与又は貸与の内容

(1) 対象者

災害のため、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 給与又は貸与の基準

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。

(3) 配給計画

ア 平素より市民に対し、避難の際必要最小限の身回品を携行するよう周知徹底を図り、救助に至るまでの応急処置とする。

イ 調達物資で配分先の決定しているものについては、業者より現地へ直送する方法を考慮する。

ウ 救助又は義援物資等についてもこれに準じて配分する。

(4) 品目

ア 寝具	就寝に必要な最小限度の毛布及び布団
イ 外衣	普通着の作業衣、婦人服、子供服等
ウ 肌着	シャツ、ズボン下、パンツ等
エ 身回品	タオル、靴等
オ 炊事用具	鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
カ 食器	茶わん、汁わん、皿、はし等

- キ 日用品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
ク 光熱材料 マッチ、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等
以上列記した8種類を原則とする。

(附属資料)

- ・第7-1「備蓄資機材一覧表」

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

- ・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

4 その他

生活必需品の給与又は貸与計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- ・物資受払簿 様式第33
- ・物資給与及び受領簿 様式第34

第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策

■ 基本方針

- 県は、被災後、市等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 市は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 環境汚染防止計画	市	(1) 大規模災害が発生した場合の対策 (2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策
第2節 廃棄物処理計画	市	1 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 1 (2) 処理体制の確立 1 (3) し尿の収集、処理 1 (4) ごみの収集、処理 1 (5) 動物の死体の処理 2 周辺市町村及び県への応援要請

第1節 環境汚染防止計画

市における措置

工場、事業所の損壊等に伴い、有害物質が環境中に漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生し、また、倒壊家屋等の解体に伴い、粉じんの飛散等による環境汚染が発生することが予想される。

市は、県と協力して被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査等を迅速に実施する。

(1) 大規模災害が発生した場合の対策

市は、県と協力して被災状況を勘案し、大気汚染防止法及び水質汚濁法に基づき事業者に、災害時の措置を命じるなど、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

市は、県と協力して早急に被害状況を把握し、隣接県との情報交換を行い、環境調査、モニタリング等を実施するとともに、事業者に対し応急対策の実施を指導する。

第2節 廃棄物処理計画

1 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）を参考に、平

常に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時においては、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理計画を策定して、迅速に処理を進める。

(2) 処理体制の確立

廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬器材、仮置場及び処理、処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立する。特に、浸水した畳、家具、家電の処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の浸水した畳、家具、家電の最終処分までの処理体制を確立する。

なお、解体現場において分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努めるとともに、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(3) し尿の収集、処理

し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、緊急汲取りを要する地域から実施し、収集したし尿は、し尿処理施設等に投入し、処理する。この収集処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

(4) ごみの収集、処分

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施し、収集したものは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分するものとする。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(5) 動物の死体の処理

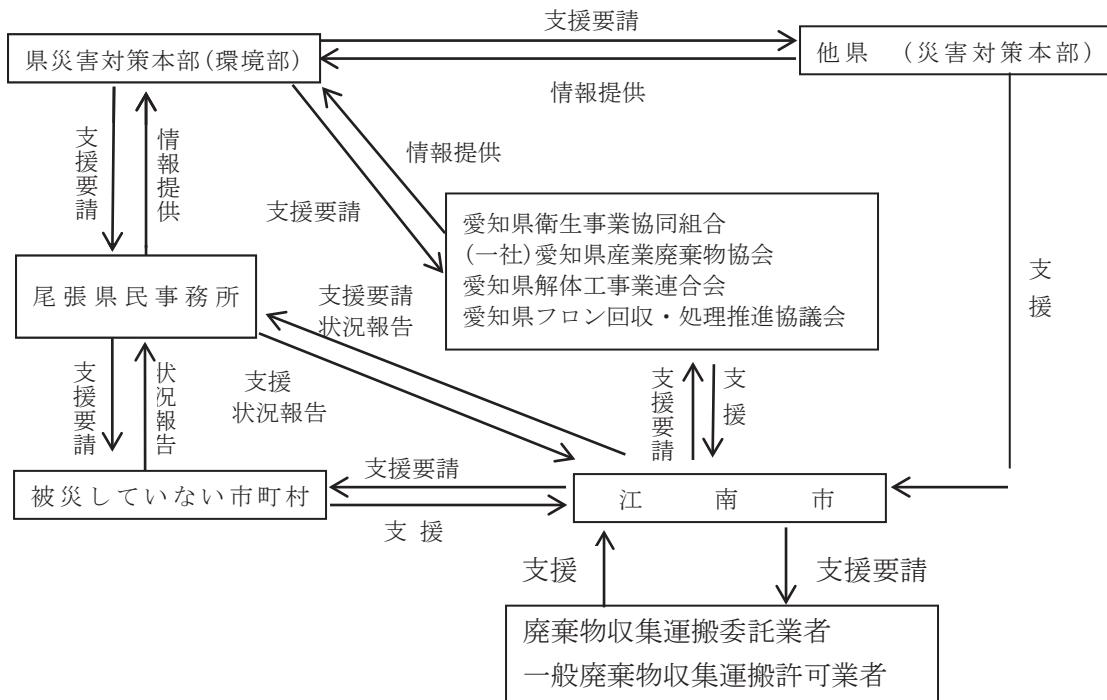
動物の死体は、原則として動物の死体処理場で処理する。動物の死体処理場で処理できないときは、県の指示を受け、環境衛生上支障のない場所で焼却又は埋却する。

2 応援協力関係

市は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行う。

災害時の支援体制



(附属資料)

- ・ 第14-21 「し尿処理に係る災害応援協力に関する協定書」
- ・ 第14-22 「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」
- ・ 第14-「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」

第13章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意することとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 遺体の捜索	市	1(1) 遺体の捜索 1(2) 檢視(<u>調査</u>) 1(3) 応援要求
第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(<u>調査</u>)及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求
第3節 遺体の埋火葬	市	1(1) 死亡届書の受理、火葬(埋葬)、 許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要求

第1節 遺体の捜索

1 市における措置

(1) 遺体の捜索

県警察と緊密に連絡をとりながら遺体の捜索を実施する。

(2) 檢視(調査)

遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視(調査)を得る。現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察官が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査
関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

(附属資料)

・第9-3「遺体収容場所」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

3 その他

遺体の搜索・収容において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 遺体搜索状況記録簿 | 様式第41 |
| (2) 遺体搜索用機械、器具、燃料受払簿 | 様式第42 |
| (3) 遺体搜索用機械、器具修繕簿 | 様式第43 |
| (4) 遺体搜索関係支払証拠書類 | |

第2節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視(調査)及び検案

警察官の遺体の検視(調査)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視(調査)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

3 その他

遺体の処理において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

(1) 遺体処理台帳 様式第44

(2) 遺体処理費支出関係証拠書類

第3節 遺体の埋火葬

1 市における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬(埋葬)許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬(埋葬)許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬(埋葬)許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

(附属資料)

・第9-4「火葬場」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

3 その他

遺体の搜索・収容において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

(1) 埋火葬台帳 様式第45

(2) 埋火葬費支出関係証拠書類

第14章 交通施設の応急対策

■ 基本方針

- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 道路施設対策	道路管理者（市）	(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧 (3) 県に対する応援要求
第2節 鉄道施設対策	名古屋鉄道株式会社	(1) 列車の避難並びに停止 (2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置 (3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事 (4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求 (5) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請

第1節 道路施設対策

道路管理者（市）における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換

被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、巡回等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路（橋その他の施設を含む。以下同じ。）に被害が生じたときは、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急措置をとり、一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

(3) 県に対する応援要求

市は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

第2節 鉄道施設対策

名古屋鉄道株式会社における措置

(1) 列車の避難並びに停止

鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避

難並びに停止を行う。

(2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。

(5) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

第15章 ライフライン施設等の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保する。
- 下水管渠、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るために応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 電力施設対策	中部電力	(1) 非常災害対策本部の設置 (2) 情報の収集と伝達 (3) 危険防止措置の実施 (4) 応急復旧活動の実施 (5) 要員、資機材等の確保 (6) 広報活動の実施 (7) 広域運営による応援
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPGガス協会	1(1)・2(1) 災害対策本部の設置 1(2)・2(2) 情報の収集 1(3)・2(3) 緊急対応措置の実施 1(4)・2(4) 応援の要請 1(5)・2(5) 応急復旧活動の実施 1(6)・2(6) 広報活動の実施
第3節 上下水道施設対策	水道事業者（市）	1(1) 応急復旧活動の実施 1(2) 応援の要請
	下水道事業者（市）	2(1) 下水管渠 2(2) マンホールポンプ 2(3) 終末処理場
第4節 通信施設の応急措置	電気通信事業者、 移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消
	県、市、 防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置

<u>第5節</u> <u>郵便業務の応急措置</u>	<u>日本郵便株式会社</u>	<u>郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持</u>
--------------------------------	-----------------	---------------------------

第1節 電力施設対策

中部電力株式会社における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(i) 電力会社側

a 火力設備

b 超高压系統に関連する送変電設備

(ii) 利用者側

a 人命にかかる病院

b 災害復旧の中枢となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(i) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(ii) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害者箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について
関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(i) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラ

ジオ、ホームページ等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 移動相談所の開設

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため速やかに移動相談所を開設する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。

緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(4) 応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県L Pガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県L Pガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、尾張支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

尾張支部はあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

また、必要に応じ、一般社団法人日本LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上下水道施設対策

1 水道事業者（市）における上水道施設対策措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水施設の充分な機能を確保し、配水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

- (i) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
- (ii) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 水源破壊の場合

県営水道から供給する。

(2) 応援の要請

水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

(附属資料)

- ・ 第14-18「水道災害応援に関する覚書」
- ・ 第14-19「水道災害相互応援に関する覚書」

2 下事業事業者（市）における下水道施設対策措置

応急復旧活動の実施について定めるものとする。

（1）下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

（2）マンホールポンプ

マンホールポンプの被害に対しては、被害状況に応じて排水機能の回復を図る。また、停電断水等による二次的被害に対しても速やかに対応ができるよう努める。

（3）終末処理場

激甚な大規模災害が発生し、終末処理場等が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合、下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

第4節 通信施設の応急措置

1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- （1）可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。
- （2）交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。
- （3）電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。
- （4）幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- （1）基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- （2）周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- （3）電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

3 市、県（防災局）及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに各機関は、応急措置をとる。

第5節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

(附属資料)

・第14-1「災害支援協力に関する覚書」

第16章 航空災害対策

■ 基本方針

- 航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
愛知県名古屋飛行場 及び航空自衛隊岐阜 基地	市	1(1) 航空機事故発生の通報 1(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 1(3) 救助及び消防活動 1(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(6) 他の市町村に対する応援要請 1(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

愛知県名古屋飛行場及び航空自衛隊岐阜基地

1 市における措置

(1) 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、2に示す「伝達系統」により県及び関係機関に通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置または手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、地元市町村で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市

町村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

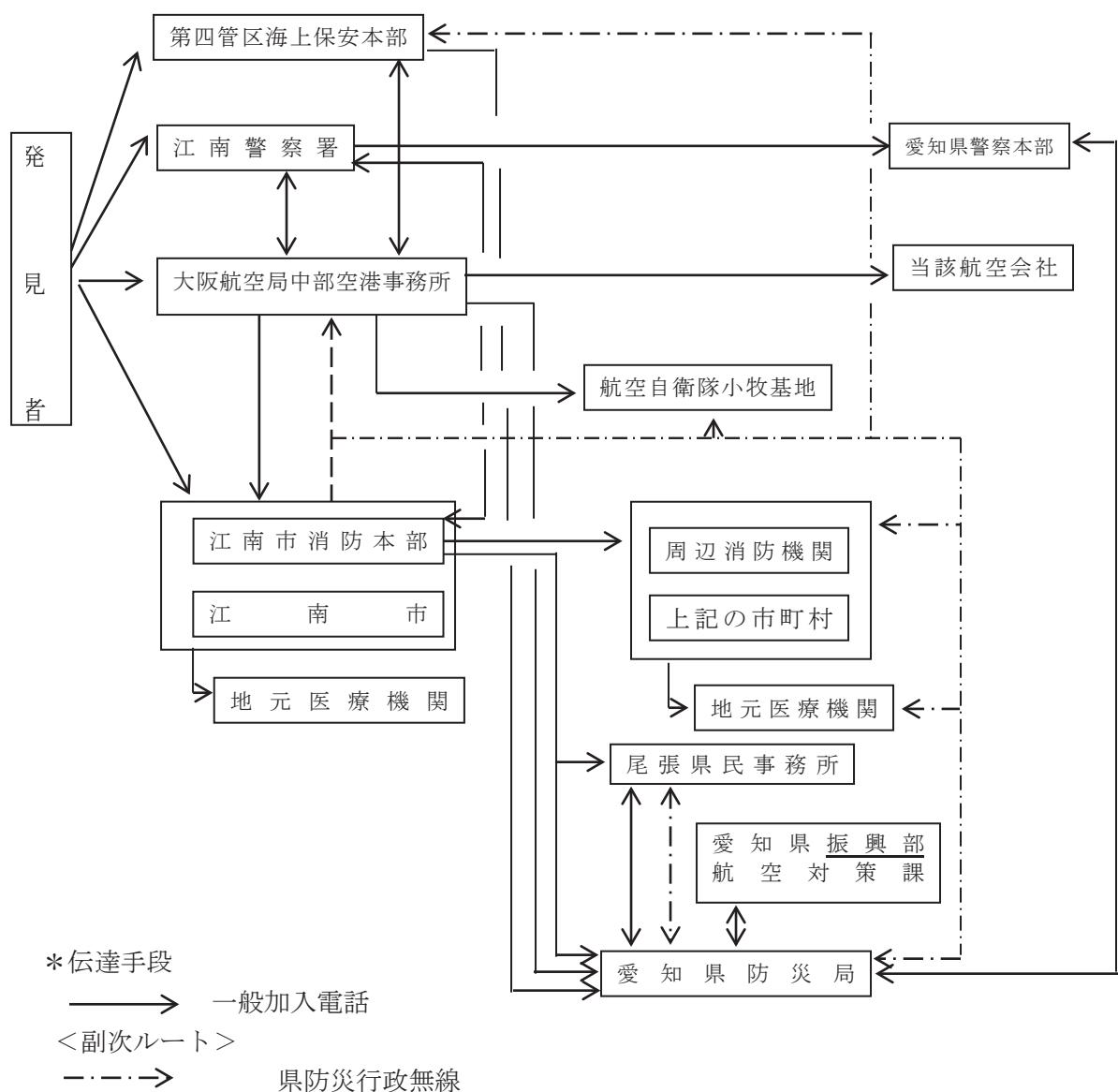
(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

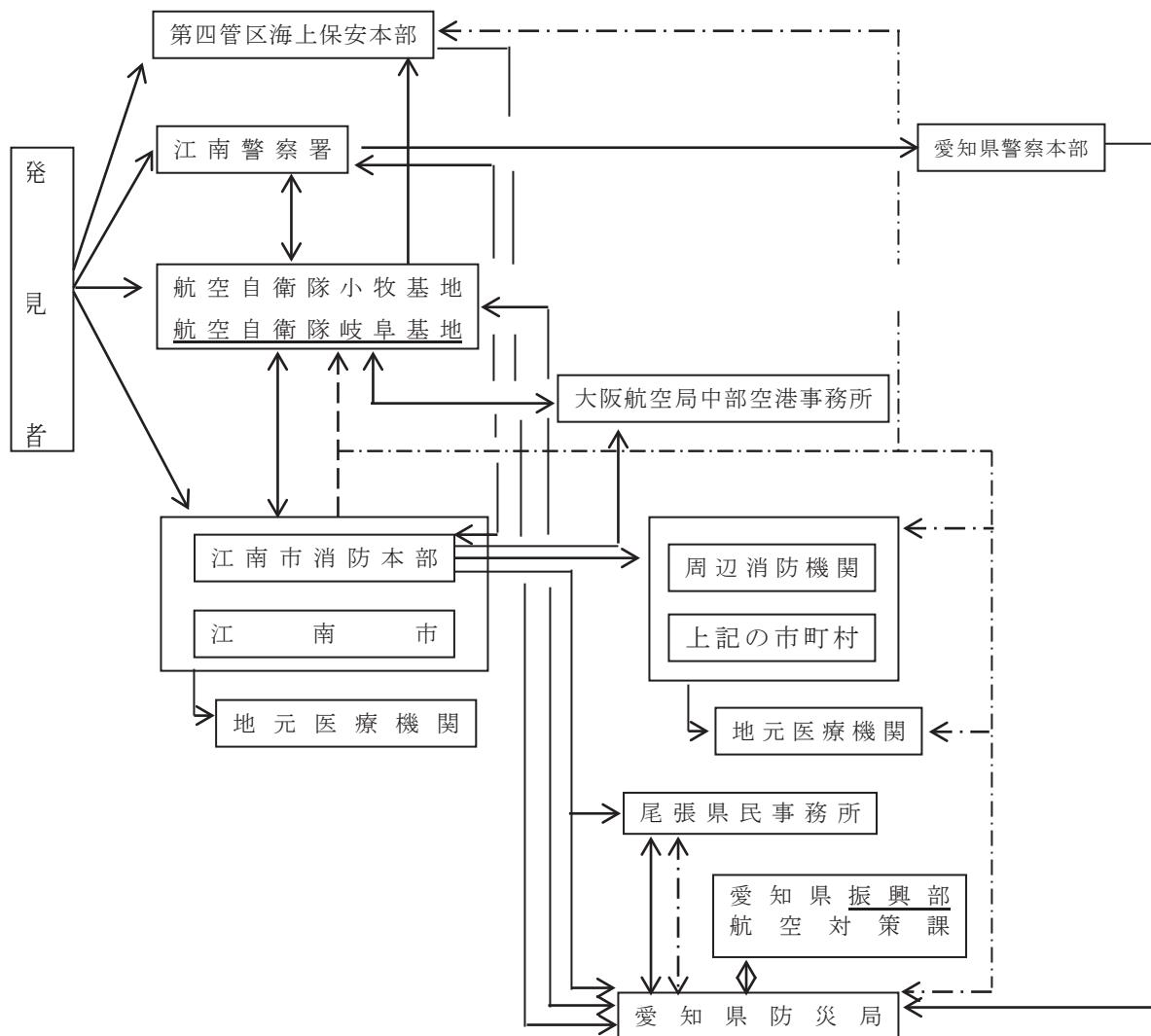
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

2 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合）

(1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊機の場合



(注) 災害地消防機関が名古屋市消防局の場合は、県民事務所への伝達は要しない。

*伝達手段

→ 一般加入電話

<副次ルート>

→ 県防災行政無線

3 応援協力関係

市は、他市町村、県、防災関係機関、空港事務所等から応援の要請をうけたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

(附属資料)

- ・第14-5「愛知県内広域消防相互応援協定」

第17章 鉄道災害対策

■ 基本方針

- 鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
鉄道災害対策	鉄道事業者	1(1) 中部運輸局又は国土交通省への連絡 1(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難 1(3) 救助・救急活動及び消防活動 1(4) 代替交通手段の確保 1(5) 鉄道施設の応急措置 1(6) 他の鉄道事業者への応援要請
	市	2(1) 県への連絡 2(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立ち入り制限・退去等の命令 2(3) 救助・救急活動及び消防活動 2(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 2(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 2(6) 他の市町村に対する応援要請 2(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

鉄道災害対策

1 鉄道事業者における措置

(1) 中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める（第6章「救出・救助対策」参照）。

(4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(5) 鉄道施設の応急措置

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 市における措置

(1) 県への連絡

鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

地元市町村で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

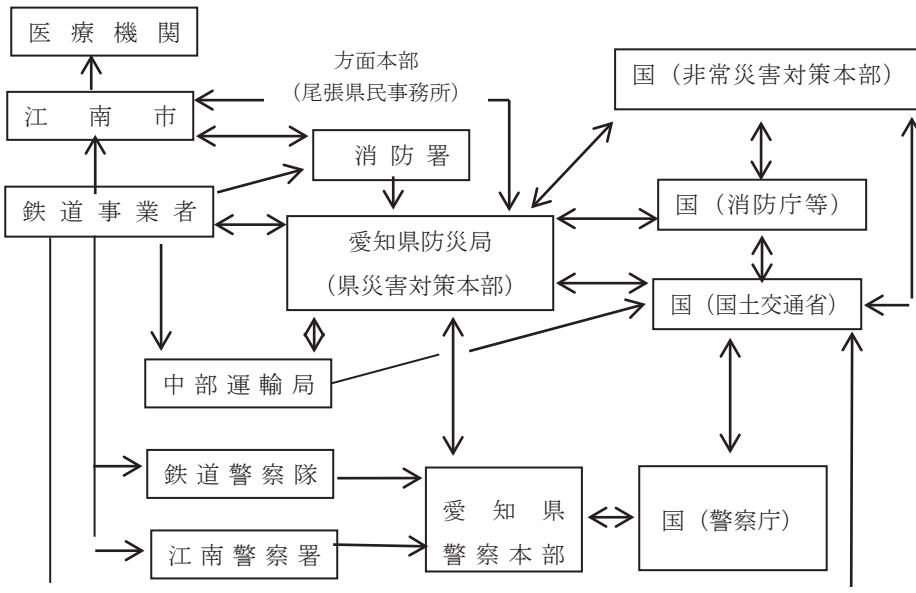
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

3 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



4 応援協力関係

- (1) 鉄道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

(附属資料)

- ・ 第14-5 「愛知県内広域消防相互応援協定」

第18章 道路災害対策

■ 基本方針

- トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。
- なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第20章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
道路災害対策	市	1(1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡 1(2) 交通規制 1(3) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、 退去命令 1(4) 救助・救急活動及び消防活動 1(5) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及 び医療機関への搬送等 1(6) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(7) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 1(8) 他の市町村に対する応援要請 1(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資 機材確保の応援要請等

道路災害対策

1 市における措置

(1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

(2) 交通規制

大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（第8章「地域安全・交通・緊急輸送対策」参照）。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(5) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」により実施する。

(6) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(7) 危険物の防除活動及び避難誘導活動

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

(8) 他の市町村に対する応援要請

地元市町村で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

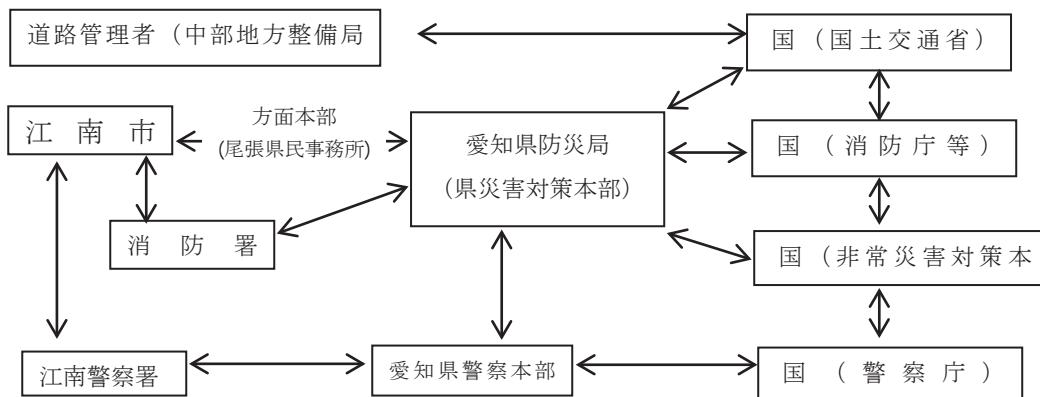
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 応援協力関係

- (1) 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

（附属資料）

- ・ 第14-5 「愛知県内広域消防相互応援協定」

第19章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

■ 基本方針

- 危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 危険物等施設	危険物等施設の所有者、管理者、占有者	1(1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置 1(2) 災害発生に係る消防署等への通報 1(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動 1(4) 消防機関の受け入れ
	市	2(1) 災害発生に係る県への通報 2(2) 危険物の所有者等に対する危害防止措置の指示 2(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 2(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動 2(5) 他市町村に対する応援要請 2(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
	県	3(1) 市町村の実施する消火活動等の指示 3(2) 自衛隊の災害派遣要請 3(3) 災害対策本部の設置 3(4) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあつせん等
第2節 危険物等積載車両	危険物等輸送機関、県警察、県、市	それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置

第1節 危険物等施設

1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置

- (1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置
施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。
- (2) 災害発生に係る消防署等への通報
消防署、市長の指定した場所、警察署へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。
- (3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(4) 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

2 市における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 危険物の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

3 県（防災局、健康福祉部）における措置

(1) 市の実施する消火活動等の指示

市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊

に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(3) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。

(4) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等

市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要求する。

4 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

(附属資料)

・ 第5-4「危険物（石油類、毒物劇物等）大量保有事業所」

第2節 危険物等積載車両

危険物等輸送機関、県（防災局、健康福祉部）、及び市における措置

危険物等輸送機関、市及び県は、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第20章 高圧ガス災害対策

■ 基本方針

- 高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 高圧ガス施設	高圧ガス施設等の所有者、占有者	1(1) ガスの安全な場所への移動等安全措置 1(2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報
	市	2 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置
	県	3(1) 自衛隊の災害派遣要請、指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等 3(2) 災害対策本部の設置
第2節 高圧ガス積載車両	高圧ガス輸送業者、県、市	それぞれ第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置

第1節 高圧ガス施設

1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置

(1) ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報

消防署又は市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

（附属資料）

・第5-5「ガス製造、大量保有事業所」

2 市における措置

第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

3 県（防災局）における措置

(1) 自衛隊の災害派遣要請、指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等 第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

(2) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。

3 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、市又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請等をうけたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送業者、県（防災局）及び市における措置

高圧ガス輸送業者、市及び県は、それぞれ第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

第21章 大規模な火事災害対策

■ 基本方針

- 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
大規模な火事災害対策	市	1 江南市消防計画に準ずる。

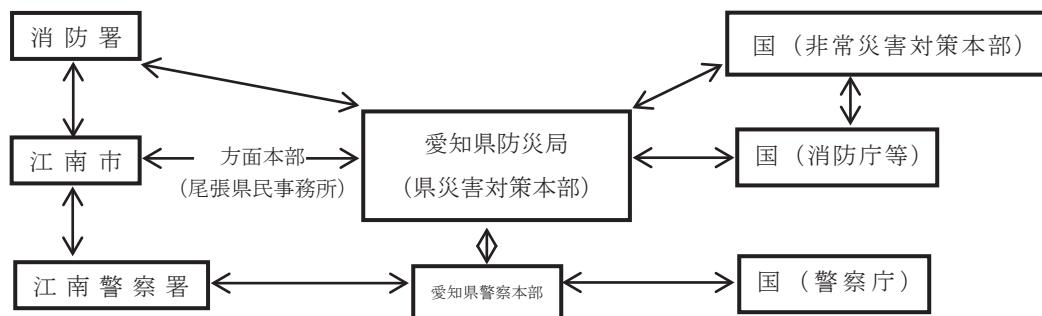
大規模な火事災害対策

1 市における措置

江南市消防計画に準じて行うものとする。

2 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 応援協力関係

- (1) 市は、自らの消防力をもってしても、火災の鎮圧が困難な場合、他市町村へ応援を要請する。

次に掲げる市町及び航空自衛隊とは、文書等による協定に基づき、消防等に関して相互応援する。

- ア 一宮市、稲沢市、岩倉市、西春日井広域事務組合、丹羽広域事務組合
イ 犬山市、小牧市、岐阜県各務原市
ウ 航空自衛隊岐阜基地、航空自衛隊小牧基地

また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより相互応援を行う。

- (2) 市は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認

めるときは、県警察へ先導等を依頼する。

- (3) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

(附属資料)

- ・ 第5-1「消防本部、署保有の消防力」
- ・ 第14-5「愛知県内広域消防相互応援協定」

第2章 住宅対策

■ 基本方針

- あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被災宅地の危険度判定	市	1(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置 1(2) 被災宅地危険度判定活動の実施
	県	2(1) 被災宅地危険度判定支援本部の設置 2(2) 被災宅地度判定活動の支援
第2節 被災住宅等の調査	市	被災住宅等の調査
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	県、市、住宅供給公社、都市再生機構	(1) 提供する住宅の選定・確保 (2) 相談窓口の開設 (3) 一時入居の終了 (4) 使用料等の軽減措置 (5) 応援協力の要請
第4節 <u>応急仮設住宅の設置及び管理運営</u>	県	(1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (5) 賃貸住宅の借上げ
	市	(2) 建設用地の確保 (4) 被災者の入居及び管理運営
第5節 <u>住宅の応急修理</u>	県	1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請
	市	2 応急修理に関する補助事務
第6節 <u>障害物の除去</u>	市	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求
	県	2 応援協力の要請

第1節 被災宅地の危険度判定

1 市における措置

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

(2) 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

2 県（建設部）における措置

(1) 被災宅地危険度判定支援本部の設置

実施要綱等に基づき、市の被災宅地危険度判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

支援本部は、市の実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

(2) 被災宅地危険度判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災住宅等の調査

1 市における措置

市は災害のため住家に被害が生じた場合、り災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

(1) 住家の被害状況

(2) 被災地における住民の動向

(3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

(4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 市、県（建設部）、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

市、県、地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等について、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 市、県（建設部）における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市町村は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

ア 市は応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市はあらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当するものとする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。なお、入居者の選定にあたっては、要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡または解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は市が行う。

第5節 住宅の応急修理

1 県（建設部）における措置

(1) 応急修理の実施

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

ア 修理の対象住家

住家が半壊し又は半焼し、かつその居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

カ 納付対象者の範囲

半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

2 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市町村が行う。

第6節 障害物の除去

1 市における措置

(1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことのできない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

力 納付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市町村は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 県（防災局）における措置

県は、市から応援の要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、「1 市における措置」については市町村長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第23章 学校における対策

■ 基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 <u>気象予報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</u>	市教育委員会	<u>1(1)</u> 気象警報等の把握・伝達 <u>1(2)</u> 臨時休業等の措置 <u>1(3)</u> 避難等
第2節 教育施設及び教職員の確保	市教育委員会	<u>1(1)</u> 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施 <u>1(2)</u> 教職員の確保 <u>1(3)</u> 他市町村教育委員会に対する応援要求
第3節 応急な教育活動についての広報	市教育委員会	広報・周知活動の実施
第4節 教科書・学用品等の給与	市	<u>1(1)</u> 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 <u>1(2)</u> 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

市教育委員会における措置

(1) 気象警報等の把握・伝達

災害等に関する情報は、第3章「情報の伝達・収集・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。また、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

(2) 臨時休業等の措置

災害の発生が予想され、授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、市教育委員会又は各校長が行うものとする。

ただし、各校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

市教育委員会における措置

(1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 市内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

(3) 他市町村又は県に対する応援要請

自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

市教育委員会における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を來した児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ア 納入する教科書、学用品等の例示は、次のとおりとする。

- (イ) 教科書及び教材
- (ロ) 文房具
- (ハ) 通学用品

イ ただし、教科書については、納入するために必要な冊数等を、「事故発生報告について（平成22年3月26日21教総第947号）別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の納入の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の納入の実施調達につき、応援を求める。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「2市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

- ・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

3 その他

文教災害対策計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- | | |
|-----------------|-------|
| ・学用品交付簿 | 様式第58 |
| ・学用品購入（配分）計画表 | 様式第59 |
| ・学用品の購入関係支払証拠書類 | |
| ・備蓄物資払出証拠書 | |

第4編 災害復旧

第1章 民生安定のための緊急措置

■ 基本方針

- 被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種貸付金などの支払いを受けるために必要となるり災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。
- 災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。
- 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 義援金その他資金等 による支援	市	1(1) 災害弔慰金等の支給 1(2) り災証明書の交付 1(3) 義援金の受付窓口の開設、義援品の提供及び配分
	日本赤十字社愛知 県支部	2 義援金品の受付
	県社会福祉協議会	3 生活福祉資金の貸付
	生活再建支援法人 <u>(公益財団法人都 道府県会館)</u>	4 被災者生活再建支援金の支給
	報道機関等	5 義援金品の受付、配分
第2節 市税及び国民健康保 険税の減免等	市	1 市税 2 国民健康保険税
第3節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 被災住宅等の復旧相談
第4節 暴力団等への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握 1(2) 暴力団関係企業等の取締り、復旧・復興事 業からの暴力団排除 1(3) 暴力団排除に関する広報活動等
	県、市	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除

第1節 義援金その他資金等による支援

1 市における措置

(1) 災害弔慰金等の支給

ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律、江南市災害弔慰金の支給等に関する条例及び江南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

イ 災害見舞金及び浸水便槽汲取手数料助成金

江南市災害見舞金支給要綱により、災害見舞金を支給し、また、江南市浸水便槽汲取手数料助成金交付要綱により、浸水便槽汲取手数料助成金を支給する。

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国 2/3、県 1/3)

(2) り災証明書の交付

被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となるり災証明書について、早期に被災者に交付するものとする。

(3) 義援金の受付窓口の開設、義援品の提供及び配分

ア 義援金の受付窓口

義援金の受付窓口を開設して、寄託される義援金の受付を行う。

イ 義援品を提供

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

ウ 義援金品の配分

(i) 日赤県支部に寄託された義援金は、支部と江南市と協議の上配分する。

(ii) 報道関係、各種団体等で募集した義援金品は、被災者に配分されるが、必要に応じては、市に寄託されて被災者に配分する場合がある。

2 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援品の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

3 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。

4 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

5 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市に寄託する。

6 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。

7 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

8 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

9 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を労働金庫各店を通じて、貸付ける

10 江南市防災工事資金にかかる利子補給補助

江南市防災工事資金にかかる利子補給補助金交付要綱に基づいて、災害により被害を受けた住宅等の災害復旧又は災害防止工事をするための借入金に対し、その支払利子の一部を補助する。

1.1 その他

民間施設等の災害復旧の助成計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------|--------|
| ・生業・就職支度資金貸与申請書 | 様式第 71 |
| ・決定通知書 | 様式第 72 |
| ・災害救助法に基づく生業資金借用証書 | 様式第 73 |
| ・生業・就職支度資金貸付台帳 | 様式第 74 |

(附属資料)

- ・第13-13「江南市災害弔慰金の支給等に関する条例」
- ・第13-14「江南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」
- ・第13-15「江南市災害見舞金支給要綱」
- ・第13-16「江南市浸水便槽汲取手数料助成金交付要綱」
- ・第13-17「被災者生活再建支援法」
- ・第13-18「江南市防災工事資金にかかる利子補給補助金交付要綱」

第2節 市税及び国民健康保険税の減免等

1 市税

江南市市税条例の規定に基づき、災害により被害を受けた個人の市民税及び固定資産税等の納税義務者に対して、市税の減免並びに納期限の延長及び徴収猶予をする。

2 国民健康保険税

江南市国民健康保険税条例の規定に基づき、災害により被害を受け、生活が著しく困難となった者に対して、国民健康保険税を減免する。

第3節 住宅等対策

市における措置

(1) 応急仮設住宅の建設

家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。(第3編第22章「住宅対策」参照)

(2) 災害公営住宅の建設

被害が甚大で市において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が公営住宅法に基づき建設するものとする。

(3) 被災住宅等の復旧相談

被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。

第4節 暴力団等への対策

1 県警察における措置

(1) 暴力団等の動向把握

災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。

(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、

業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。

(3) 暴力団排除に関する広報活動等

暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対して的確な対応を行う。

2 市及び県における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■ 基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 公共施設災害復旧事業	各施設管理者	1 施設の災害復旧実施
第2節 激甚災害の指定	市	1(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力 1(2) 指定後の関係調書等の提出

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 下水道災害復旧事業
 - エ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 学校教育施設災害復旧事業
- (8) 社会教育施設災害復旧事業
- (9) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告、市長が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する

法律」(以下「激甚法」という。)に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

第2節 激甚災害の指定

1 市における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内) (公共的施設区域外)

セ 滞水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 土地改良区等の行う滯水排除事業に対する補助
- カ 共同利用小型漁船の建造費の補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 災害公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例